

第1次木曾町総合計画
前期基本計画
(計画期間 H20～H24)

目 次

基本計画	1
第1節 リーディングプロジェクト	1
1 みんなの力で「安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト	1
2 「木曾の未来を担う人づくり」プロジェクト	2
3 みんなが輝く「木曾ブランド」確立プロジェクト	2
4 日本のふるさと「日本で最も美しいまち」づくりプロジェクト	3
第2節 みんなで進めるまちづくり	5
1 住民参画の促進	5
2 地域活動の活性化	6
3 自立した行財政運営の確立	7
4 計画的土地利用の推進	9
5 特色を活かした快適な拠点づくり	10
6 広域行政の推進	12
第3節 暮らしを支えるネットワークづくり	14
1 道路交通網の充実	14
2 通信ネットワークの充実	15
3 公共交通の充実	17
4 地域間交流の促進	19
5 国際交流の促進	20
第4節 未来に輝く心ゆたかな人づくり	22
1 幼児・学校教育の推進	22
(1) 幼児教育	22
(2) 学校教育	23
①小・中学校	23
②高校・大学・専門学校	24
2 生涯学習の支援	25
3 生涯スポーツの推進	27
4 文化・芸術の振興	28
5 男女共同参画の促進	29
第5節 資源を活かした産業のまちづくり	31
1 農業の振興	31
2 林業の振興	33
3 水産業の振興	35
4 工業・地場産業の振興	36
5 商業の振興	38

6	観光の振興.....	40
第6節	安心して健康で暮らせる明るい社会づくり	43
1	高齢者福祉の充実.....	43
2	障害者（児）福祉の充実.....	44
3	児童福祉・子育て支援の推進	47
4	保健・医療の充実.....	49
5	地域福祉の推進	52
6	消費者保護と自立の促進.....	53
7	低所得者福祉の充実	54
8	社会保障の充実	55
9	消防・防災体制の強化	57
10	防犯・交通安全の強化.....	59
第7節	きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり	61
1	環境保全対策の推進	61
2	エネルギー対策の推進	62
3	景観の形成.....	63
4	廃棄物対策の推進.....	65
5	住宅・宅地の整備促進	67
6	公園の整備.....	68
7	治山・治水・砂防の推進.....	69
8	上水道の充実.....	70
9	下水道の充実.....	72

基本計画



基本計画

第1節 リーディングプロジェクト

合併により新たに生まれた木曾町が、その存在感を増し、豊かな自然に恵まれ、十分な都市・生活基盤の整った環境の中で、すべての住民が安心安全に暮らしていただけるような魅力的なまちづくりを進めるためには、町の特性を伸ばしていく先導的な取り組みが重要な意味を持ちます。

そこで、「みんなの力で『安心して暮らせるまちづくり』プロジェクト」、「『木曾の未来を担う人づくり』プロジェクト」、「みんなが輝く『木曾ブランド』確立プロジェクト」、「日本のふるさと『美しい町・美しい村』づくりプロジェクト」の4つをリーディングプロジェクトと位置づけ、縦割り行政の弊を排し、分野横断的な体制を整え、行政と住民が協働してプロジェクトを推進していきます。

リーディングプロジェクト：基本計画全体を推進する先導的な役割を果たすもので、各種施策の中において、波及効果の高い施策を重点的、積極的に取り組むべき施策として明確にし、組織横断的に施策展開を図っていくもの。

1 みんなの力で「安心して暮らせるまちづくり」プロジェクト

安心安全な生活は住民の基本的な願いです。そのためには防災・防犯組織の整備をはじめとして、生活道路の整備と公共交通機関の充実・確保、上水道施設の改修を図ります。また、地域での互恵の精神も重要な要素となるため、住民自治組織活動の活性化を図り、地域コミュニティの充実を目指します。さらに、これらの施策の円滑な実施と継続可能な地域経営を目指し、行財政の健全化を図ります。そのために、行政評価の導入による行政の効率化や起債残高の縮減などに努めます。

◆安全で安心な地域づくり

- ・ 自主防災・防犯組織の整備
- ・ 生活道路と交通の確保
- ・ 上水道施設の整備

◆住民自治の推進

- ・ 地域自治組織活動活性化の促進
- ・ コミュニティ活性化の推進
- ・ 地域間交流の推進

◆健全な行財政の運営

- ・ 行政評価の導入の推進
- ・ 起債残高の縮減

- ・ 行政の効率化の推進

2 「木曾の未来を担う人づくり」プロジェクト

木曾町の将来的な発展のために少子化を抑制し、新たな定住促進策等により人口減少に歯止めをかけます。そのために、子育て支援策の充実や幼児・学校教育の推進を図るとともに、U I J ターン等を促進する施策の展開を図ります。また、住民生活を実り多いものにするため、木曾音楽祭など知性と文化の薫るまちづくりを推進します。

◆子育て支援の充実

- ・地域全体での支援体制の構築
- ・保育園施設の整備推進

◆幼児・学校教育の推進

- ・耐震改修等学校施設の整備
- ・体験型教育・食育の推進

◆知性と文化の薫るまちづくり

- ・図書館整備の推進
- ・木曾音楽祭等文化活動の振興
- ・木曾学運動の推進
- ・木曾義仲等郷土が誇る人物の研究

◆U I J ターン等田舎暮らしの促進

- ・空き家情報、貸し農園等情報提供の推進
- ・定住促進住宅整備の推進
- ・田舎暮らし相談・支援体制の充実

◆雇用と就業の場の確保

- ・企業誘致の促進
- ・地場産業の振興

◆地域リーダーの育成

- ・地域自治組織等の育成の推進

U I J ターン：Uターンとは都市等で生活している人が、郷里に戻って定住すること。Iターンは郷里以外の地方へ移住すること、Jターンは郷里までは戻らず途中あるいは同じ都道府県内の都市などへ移住すること。

3 みんなが輝く「木曾ブランド」確立プロジェクト

地域経済の振興や定住人口減少に歯止めをかけるため、産業分野での木曾ブランドの確立を図ります。そのために、J A等関係機関との連携による取り組みを強化するとともに、おんたけ有機構想等、民間主体の特産品開発・販売から調和と循環の地域産業確立を目指す取り組みを支援します。

また、森林の整備を進めるとともに、カラマツ等間伐材の活用と木材資源を活用した工芸の振興とバイオマスとしての活用に努めます。さらに、中心市街地の賑わいを取り戻すために活性化を促進するとともに、観光施設の整備やグリーンツーリズムの推進などに取り組みます。そして、特産品や観光、文化イベント、木曾義仲などの情報をインターネットの利用をはじめ、あらゆる機会をとらえて発信していきます。

○地場産業からの木曾ブランドづくり

- ・安全安心な農作物づくり
- ・農産物を活用した特産品開発の促進
- ・特産販売施設の整備
- ・有害鳥獣対策の推進
- ・森林の整備
- ・木材を使った工芸の振興
- ・バイオマスの活用

○体験的観光交流の推進

- ・観光施設の整備
- ・中心市街地活性化の促進
- ・体験的観光の振興
- ・グリーンツーリズムの推進
- ・木曾義仲を活かした交流の促進

○効果的な情報発信

- ・世界へ向けた情報発信の検討
- ・CATVの積極的活用の推進

グリーン・ツーリズム：農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイル。自然豊かな農山村や歴史と伝統ある地域にゆっくりと「滞在」し、農作業や地域の自然、生活、文化等を「体験」や「交流」を楽しむ。こうした余暇の楽しみ方をいう。

4 日本のふるさと「日本で最も美しいまち」づくりプロジェクト

木曾町は、開田高原の長年にわたる景観保全等の取り組みにより、現在、全国で11自治体しか加盟が許されていない、「日本で最も美しい村」連合の構成自治体になっています。今後は、「日本で最も美しい村」連合自体の価値と認知度のさらなる向上に努め、他自治体のモデルとなるような木曾町全体での美しいまちづくりを推進することで、観光や定住の促進、企業誘致などに積極的に役立てていきます。

そのために、景観計画の策定を進めるとともに、広域的な連携を図り景観保全に努めます。また、商業看板や案内板などの統一化をさらに進め、自然景観や街並みとの一体感を醸成し落ち着いた品格のあるまちづくりを推進します。

さらに、環境基本計画を策定するとともに、環境を守るために新エネルギーやバイオマス燃料などの積極的な活用に取り組み、地球温暖化阻止のための対策を推進します。

◆美しいむら・美しいまちづくり

- ・景観計画の策定と広域的連携
- ・景観形成事業の推進
- ・木曾川の清流の保全と活用
- ・歴史・文化の保存と伝承

◆水と緑の環境保全

- ・環境基本計画の策定
- ・新エネルギーの活用
- ・地球温暖化対策の推進
- ・自然環境・動植物等の保護

新エネルギー：新エネルギー法によると、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、電気自動車、燃料電池などを指す。

バイオマス燃料：燃料として利用することのできる生物起源の有機物であり、木くず、動物の糞尿、生ゴミなどのこと。基本的には太陽エネルギーを用いた光合成と、これに立脚する生物活動によって生産され続けるエネルギー源。

リーディングプロジェクトと取り組み分野の関係

			「木曾の未来を担う人づくり」プロジェクト	「木曾ブランド」確立プロジェクト	みんなが輝く「木曾プロジェクト」	日本のふるさと「日本でも美しいまちづくりプロジェクト」
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷、木曾</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交流で輝く、「夢の回廊」</p>	みんなが進めるまちづくり	住民参画の促進	○	○	○	○
		地域活動の活性化	○	○	○	○
		自立した行財政運営の確立	○	○	○	○
		計画的土地利用の推進	○	○	○	○
		広域行政の推進	○			○
	暮らしを支えるネットワークづくり	道路交通網の充実	○	○		
		通信ネットワークの充実	○		○	
		公共交通の充実	○		○	
		地域間交流の促進	○			○
	未来に輝く心ゆたかな人づくり	幼児・学校教育の推進		○		
		文化・芸術の振興		○	○	○
	資源を活かした産業のまちづくり	農業の振興		○	○	
		林業の振興		○	○	
		水産業の振興		○	○	
		工業・地場産業の振興		○	○	
		商業の進行		○	○	
		観光の振興		○	○	
	安心して健康で暮らせる明るい社会づくり	児童福祉・子育て支援の推進		○		
		地域福祉の推進	○	○		
		消防・防災体制の強化	○	○		
		防犯・交通安全の強化	○			
きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり	環境保全対策の推進				○	
	エネルギー対策の推進				○	
	景観の形成				○	
	住宅・宅地の整備促進		○			
	治山・治水・砂防の推進	○				
	上水道の充実	○				
	下水道の充実				○	

第2節 みんなで進めるまちづくり

1 住民参画の促進

現状と課題

中央集権型行政機構から地方分権の時代が到来し、国と地方は、上下・主従の関係から対等・協力の関係へと進みつつあります。こうしたなか、住民の主体的な参加と団体・企業・行政との連携による個性的で自立する地域づくりが求められる時代となってきました。

平成18年の「まちづくり条例」制定後、各地域で設立された地域自治組織において、住民による地域自治が進められており、公民館による地域学習をはじめ、趣味・教養・ボランティアなど様々な団体の活動も積極的に行われています。また、若者を中心に、商工会や各種団体と行政の連携によるイベントなど地域おこし活動も活発で、これらに各種助成などの支援を行っています。地域の自立促進に向け今後もこうした町民参加の推進を図る必要があります。

課題の整理

- ・地域自治の促進
- ・広聴の充実
- ・各種行政会議への参画の促進
- ・広報の充実
- ・計画づくりへの参画の促進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・住民（地域）アンケートの実施
- ・地域情報の発信

基本方針

「まちづくり条例」に基づく町民参画による協働のまちづくりの実現に向けて、町民と行政が情報を共有し、町民が積極的に参画しやすく、活動しやすい環境の整備を行い、協働のまちづくりを進めます。

施策

①まちづくり情報の共有化

「広報きそまち」をはじめ、各種小冊子やパンフレット、CATV、防災無線、インターネットなど多様な媒体を活用し、積極的な広報活動に努めます。また、相談業務の充実や目的に応じた懇談会の実施、アンケート調査、パブリックコメントなどによる住民意向の把握など、住民の声が行政に的確に反映されるよう広聴活動の充実に努めます。

主な事業

- ◆広報・広聴の充実
- ◆積極的な情報公開の推進

パブリックコメント：条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表すること。

②住民参画の促進

「まちづくり条例」に基づく住民の積極的な参画によるまちづくりと、地域住民が主体となった地域運営等に向けて、学習機会の拡大などによる住民意識の高揚と人材育成に努めます。また、各種の計画づくりにあたっては、地域の人材を活用した住民参画を進め、住民の理解・協力を得ながら策定し、策定後の住民の取り組みにつなげます。さらに、各種委員会、審議会などの開催にあたっては、特に、女性や若者、各種グループの代表、公募による住民などの参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。

主な事業

- ◆住民参画によるまちづくりの支援
- ◆参画しやすい環境づくり
- ◆各種行政会議への住民参画の促進

2 地域活動の活性化

現状と課題

当町のコミュニティ組織は、従来からの組・区を基本とした組織が行政連絡機能を持ちながら、自治機能も持った自治会として発展してきています。また、自治会と並立する形で、分館や公民館の活動も行われてきており、地域自治の活動は非常に広く深いものがあります。しかし、急速に少子・高齢化と過疎化が進み、共同作業など集落としての機能維持が困難な集落も発生してくることが予想され、自治機能の低下と地域リーダーの不在も課題となってきています。

このような中で、行政区のエリア見直しや、新しいコミュニティビジネス等の模索が続いてきていますが、合併を機に設立された「地域自治組織」が新しい時代における自治と協働の担い手として期待され、将来的には新たな公共空間を創り上げる組織としての役割を求められています。また、地域の活力を維持するために、Iターン等による都市等からの移住の推進も重要であり、移住者といかに理解を深めていくかも課題となります。

課題の整理

- ・ 4 地域間の行政連絡組織の調整
- ・ 地域自治組織の役割の研究
- ・ 地域活動の担い手確保
- ・ 4 地域の特色ある自治会の継続強化
- ・ 地域コミュニティ、集落機能の維持

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・地域自治協議会・自治会の活性化
- ・行政区の見直し改善
- ・地域行政・地域活動組織の見直し改善
- ・地域リーダーの育成

基本方針

住民一人ひとりが自治会活動と地域自治組織に参画し、すべての住民へあたたかい目が行き届く個性あるコミュニティ活動を展開します。また、公民館やNPO、民間組織を含めた住民による地域活動の取り組みを推進します。

施策

①地域活動の促進

地域自治組織等による主体的なコミュニティ活動や、住民協働事業へ行政が人的・物的に支援し、組織への住民参画の促進と、個性ある地域の伝統行事等を育成していきます。

主な事業

- ◆住民協働事業の拡充
- ◆まちづくり活動推進事業
- ◆地域リーダーの育成
- ◆地域自治組織への交付金
- ◆コミュニティ施設整備事業
- ◆NPO法人の育成

NPO法人：Non Profit Organizationの頭文字で、Nonprofitとは非営利、Organizationとは団体・組織を意味し、直訳すると非営利団体ということ。

②行政区等の見直し

地域の歴史に配慮しつつ、行政区のエリアについて見直しが必要な地区については、地域自治組織が中心となって検討を行います。

行政連絡機能については、4地域間のバランスを見ながら、調整が必要なものについては検討を行い、CATV等の積極活用を行います。

主な事業

- ◆行政区の見直し
- ◆行政連絡機能のあり方の検討

3 自立した行財政運営の確立

現状と課題

国の構造改革と三位一体改革後、地方交付税の削減等により地方財政は一層厳しくなり、地方分権時代や少子高齢化・環境対策等の諸課題に主体的に対応していくため、更なる行財政の効率化、健全化が求められています。このため、集中改革プランに基づく職員数の削減、

経常的経費の節減合理化、行政評価システムを活用した事務事業の見直し、財源の重点配分、公平・公正な税及び受益者負担の徴収などを進めて行く必要があります。

また、地方分権・情報公開・官民協働など自治運営の転換期を迎える中、効率的な事業の実施を可能とする専門性の高い行政組織体制の確立と、人事評価システムの導入により職員のやる気を喚起するとともに、専門研修や派遣研修等に積極的に参加させることにより行政職員の資質向上を図る必要があります。

行政機能の中心となる本庁舎施設は、上下水道課・保健福祉課が分離していますが、住民サービスや利便性、新たな整備コスト等をふまえ、支所機能、支所のあり方等を含め総合的に検討し整備していく必要があります。

課題の整理

- ・ 行財政改革の推進
- ・ 人材育成の推進
- ・ 将来世代の負担軽減
- ・ 効率的な行政組織の確立
- ・ 事業評価の透明化
- ・ 受益と負担の見直し

基本方針

地方分権と地域間競争の時代に対応できる足腰の強い自治体をつくるため、職員の資質向上と行財政の一層の効率化を図るとともに、施策と事業の選択と集中による持続可能な財政運営を推進します。

施策

①効率的な行政組織の確立

住民サービスと効率的な事業の実施を総合的に検討し、本庁及び支所等の組織・機能の見直しを行い、本庁舎・支所等必要な施設の整備を推進します。また、行政評価・人事評価の導入により事務事業の客観的評価を行うとともに、自主研修制度、県や民間機関への派遣研修・交流派遣等を推進し、職員の資質向上を図ります。

主な事業

- ◆ 自主研修・派遣研修・提案制度の推進
- ◆ 職員適正化計画の推進
- ◆ 行政評価制度の推進
- ◆ 人事評価制度の推進
- ◆ 本庁・支所等施設整備による効率化推進

②財政の健全化

木曾町の厳しい財政事情を広く住民に公表し理解を求めます。また、財政の健全化と将来世代の負担軽減を図るため、事業評価等を活用し事業の選択を行うとともに、新規起債発行の抑制に努め、公平・公正な課税と徴収を行うとともに、受益と負担の関係をより明確にし、これからの公共サービスと住民負担のあり方を地域全体で再検討していきます。さらに、公

有財産の適切な管理を行い、不用資産の売却や町有林の施業についても取り組みを進めます。

主な事業

- ◆公債費負担適正化計画の推進
- ◆税収納率の向上対策事業
- ◆固定資産土地評価事務統一事業
- ◆地域振興基金積立事業

4 計画的土地利用の推進

現状と課題

長期的な視野に立った総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、平成 19 年度に合併後はじめてとなる国土利用計画を策定しています。

福島地域においては、住宅が密集しており大規模な住宅・宅地開発が難しい状況のため、公共用地や遊休荒廃地を中心に宅地開発を行い、住宅の確保に努めてきました。今後は、計画的な施設整備を進めるため、国・県有地等の公共用地における未利用・低利用地の有効利用や空き地・空き家などを活用していく必要があります。

日義地域は、比較的広い土地があることから、住宅分譲や、工業用地の整備が進められてきています。今後は、伊那地方への通勤や企業の誘致も検討する中で、未利用地の開発や宅地造成・分譲・住宅建設などを行い、定住人口の増加に努める必要があります。また、保健休養地や滞在型体験農園施設などについては、施設の整備拡充を進め、都市住民と地域住民の積極的な交流を図り、定住促進につながる取り組みが求められます。

開田地域は、比較的開けた高原地帯で山林・農地が多く、大規模な住宅地開発は行われていませんでした。今後は、遊休荒廃地などを利用して、農林業施設や観光施設の整備、I ターン等に対応した宅地造成・分譲や空き家の活用により、定住を促進する必要があります。

三岳地域は、谷あいの集落が多く、中心地域における住宅・宅地整備の検討とともに、小島地区の未利用地の活用を検討する必要があります。

また、土地所有者の世代交代が進むにつれ、土地の境界が不明確になる傾向があり、現況地目との相違などが見られ、現状に即した是正が税負担の公平性からも必要となっています。こうしたことから、境界を明確にし、位置・形・面積・地番・地目などの現状を正確に把握するための地籍調査事業を進めることが必要です。今後も計画的に事業を実施し、併せて、土地台帳・公図を整備し公共事業など集落整備に役立てていくほか、土地・空間情報の電子化と共有化を推進する必要があります。

課題の整理

- ・各種計画の見直し
- ・地籍調査の推進
- ・統合型GISへ向けた土地空間情報の整備
- ・公共用地の確保

統合型GIS：庁内各部署が日常業務で利用する地図情報（道路、街区、建物、河川など）を庁内全体で共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的な仕組み。

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・優良農地や山林を守る土地利用規制
- ・活性化事業に必要な土地開発
- ・土地利用に向けた検討

基本方針

関係法規や計画との整合を図りながら、地域の特性を活かし、自然の保全と、地域活性化、居住の3つの目的が調和した、秩序ある計画的な土地利用を進めます。

施策

①適切な土地利用の誘導

土地利用の誘導にあたっては、各種の土地利用関係法の適切な運用に努めるとともに、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画など関係計画との整合を図ります。

主な事業

- ◆各種関係計画の見直し
- ◆関係計画との調和の保持
- ◆統合型GISへ向けた土地空間情報の整備

統合型GIS（再掲）：庁内各部署が日常業務で利用する地図情報（道路、街区、建物、河川など）を庁内全体で共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的な仕組み。

②地籍調査の推進

税の公平性の観点からも、地籍調査事業の早期全町完了を目指して事業を実施していきます。また、必要な公共用地の計画的な先行取得に努めるとともに、法定外公共物（赤線・青線）のや公有地の適切な管理と、必要に応じた未利用資産の売却も検討します。

主な事業

- ◆地籍調査の推進
- ◆公共用地の確保

5 特色を活かした快適な拠点づくり

現状と課題

人口減少、少子高齢化というこれまで経験したことのない社会変化を迎える中で、改めて今後のまちづくりの方向、自治体の都市経営策が問われ、これまでの拡大型から成熟型への都市形成の転換が求められています。

そのためには、住宅地や生活の場が無秩序に広範囲に広がるのではなく、都市機能が中心

市街地や地域の核となる拠点に集約され、各地域の特色を活かした快適な拠点づくりを進めることが望まれます。

当町においては、木曾福島地域を中心に地域ごとに機能の集積を図り、公共交通ネットワーク等で相互に結び、周辺地域における集落機能等を補完し地域生活の利便性を維持・向上することのできる、地域の特長を活かした拠点づくりが重要です。

しかし、要となる木曾福島地区の中心部等に急傾斜地が集中しているため、この地区においては、都市計画の用途地域の見直しや、遊休未利用地の活用などといった土地利用の方向性についての検討を行い、将来を見据えたコンパクトで暮らしやすい拠点づくりを進める必要があります。

課題の整理

- ・各地域の拠点づくり
- ・遊休未利用地の有効活用
- ・公共交通ネットワークの見直し
- ・土地の立体的な利用促進
- ・都市計画の見直し

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・空き家・空き地の活用検討
- ・中心市街地での駐車場整備（要望）

基本方針

4 地域のそれぞれの地域特性を活かし、身近な生活圏の形成や合理的な土地利用を進めます。そして、各地域を公共交通機関によるネットワークで結び、市街地の拡大を抑制し、それぞれにコンパクトで機能的な地域づくりを目指します。

施策

①効率的で秩序ある市街地の形成

都市計画と用途地域の見直しを図り、秩序ある効率的なまちづくりを進め、外延的な市街地の拡大を抑制し、コンパクトで機能的なまちを目指します。

主な事業

- ◆都市計画の見直し
- ◆用途地域の再検討
- ◆公共施設の集中化
- ◆空き地、空き家の有効活用

②中心市街地及び地域拠点の活性化

市街化地区と各地域拠点を結ぶ、公共交通ネットワークおよび町道等道路網整備の強化を図り、木曾福島地域を中心に各地域拠点ごとに機能的でコンパクトな暮らしやすい市街地の形成に努めます。また、エリア内の「まちなか居住」を推進するため、有効な土地利用を図ります。

主な事業

- ◆空き地、空き家の有効活用
- ◆公共交通ネットワークの見直し
- ◆集合住宅(民間)や公営住宅建設の推進
- ◆地域間道路網の整備

6 広域行政の推進

現状と課題

木曾地域は昭和49年に設立された木曾広域行政組合を中心に、木曾北部環境衛生組合・木曾南部環境衛生組合・木曾福祉行政組合・木曾養護老人施設組合を設置して、広域的な地域振興策や住民福祉の向上に関する事務を推進してきました。しかし、平成7年の地方自治法の改正を受け、広範囲な広域行政の需要に対応するため、平成11年4月、木曾広域連合が設立されました。木曾広域連合では、広域的な課題の調査研究、公共サイン・各種老人ホーム・葬祭センター・ごみ処理施設・し尿処理施設・公共下水道汚泥集約処理施設・木曾文化公園など各施設の設置及び管理運営をはじめ、救急消防業務、介護認定審査会、広域観光振興など、広域的に行うことが有効かつ必要な事業について実施しています。平成の市町村合併により、構成町村であった檜川村と山口村が脱退し、木曾広域連合は現在、6町村で構成されています。更なる町村合併推進や都道府県合併、道州制の導入が検討されている中、今後、新しい地方分権時代における広域行政のあり方と広域連合制度を研究し、効率的な地方自治と木曾地域全体にわたる先進的な企画の立案のため、構成町村が一丸となって取り組んでいく必要があります。

また、平成20年度の後期高齢者医療保険制度導入を控え、長野県後期高齢者保険広域連合が設立され、町としても連携協力しながら制度の円滑な導入を進める必要があります。

課題の整理

- ・広域行政事業の拡大
- ・広域行政のさらなる効率化
- ・広域行政体制の強化
- ・後期高齢者医療制度の円滑な導入

基本方針

行政及び財政の効率化と広域的課題の対応のため、広域行政における事務事業の共同化や連携強化を図っていきます。

施策

①推進体制の強化

県や市町村職員間の人事交流を促進します。また、景観保全等広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体・グループの相互交流を促進します。さらに、既存の共同・連携事務事業の再編や、新たな共同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。

広域組織の再編・統合については、広域連合制度など、様々な組織体のあり方を模索しながら、長期的な視野で検討を図ります。

主な事業

- ◆職員・住民の交流の促進
- ◆広域的景観形成の推進
- ◆広域行政組織の強化
- ◆後期高齢者医療制度の円滑な移行

第3節 暮らしを支えるネットワークづくり

1 道路交通網の充実

現状と課題

当町の南北軸である国道19号は、大型車の混合率が高く交通事故の多発やこれに伴う交通渋滞により安定した道路交通が確保されていません。特に、迂回路のない福島と日義地区を結ぶ七笑橋付近においては、代替道路として木曾北部地域の木曾川右岸道路の早期着工が望まれます。

東西軸である国道361号は、伊那木曾連絡道路の整備による伊那方面へのアクセスに加え、高山方面への観光ルートとして交通量が増加しています。観光シーズンにおける一時的な交通渋滞が著しい神谷地区から国道19号への接続と、木曾御嶽山が眺望できる九蔵峠ルートの改良整備が望まれます。

県道は、町内の主要地域を結ぶ9路線があり、急峻な山間地を縫うように道路網を形成しており、道路整備を進める上での制約となっているのが現状です。そのため、観光や産業、また、生活道路として町民生活の一体性を確保する上からも整備改善が求められています。

町道は、国・県道への連絡道路や生活道路、観光施設へのアクセス道として利用され、町民生活や産業を支える重要な社会基盤としてその機能を果たしています。これらの道路については、長期に渡って改良・舗装を進めてきましたが、地形上狭あいな箇所や坂道が多いため冬期間における安全確保、さらには、老朽化した橋梁の補強や道路防災対策が必要となっています。特に、道路維持管理としては、凍雪害や老朽による側溝・舗装修繕に早急に取り組む必要があります。

歩道整備においては、町民生活に密着した歴史と伝統文化を巡る散策ルートの整備や、癒しを提供する人に優しい道づくりへの取り組みも必要です。

さらに、宅地開発など有効な土地利用のための道路整備や、観光用道路の新設改良舗装など、国・県と相互に連携を取りながら計画的な道路整備を進める必要があります。

課題の整理

- ・ 幹線道路（国・県道）の整備促進
- ・ 生活道路の整備の推進
- ・ 道路防災対策の推進
- ・ 歩行者の安全確保の推進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 住民協働による集落道路の維持管理
- ・ 除雪ボランティア組織の検討
- ・ 道路支障木の伐採
- ・ 国道19号線・361号線改良促進（要望）
- ・ 歩道の整備（要望）
- ・ 地域間連絡道路等の整備（要望）
- ・ 町道の改良整備（要望）

基本方針

国道 19 号・361 号や木曾川右岸道路の整備促進をはじめ、町の骨格となる広域道路網の充実を促進します。また、地域内道路網の計画的な整備を図ります。

さらに、住民参加による身近な生活道路の清掃や見通しの悪い箇所草刈りなどを促進するとともに、冬期の降雪時における道路交通確保と適切な道路管理を進めます。

施策

①幹線道路（国・県道）の整備促進

地域内の流通をより活発にするとともに、災害に強い道路網の強化を図るため、基幹道路である国道 19 号・361 号や、県道を主とする地域内幹線道路の整備を国・県へ要望していきます。

主な事業

- ◆国道 19 号機能強化の整備促進
- ◆北部地域の木曾川右岸道路の整備計画促進
- ◆国道 361 号の未改良区間の整備促進
- ◆県道未改良区間の整備促進
- ◆伊那木曾連絡道路と国道 19 号との結節点の整備促進
- ◆事故多発地点等での右折レーン整備促進要望

②生活道路整備と維持管理の推進

町道の地域住民への利便性・安全性向上を目指し、道路網の強化と住民生活に密着した身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

また、道路防災施設・側溝の整備や、凍結防止のための支障木伐採等の維持管理を行うとともに、降雪時における幹線道路の除雪・融雪体制充実を図ります。

主な事業

- ◆町道新設改良事業
- ◆町道維持修繕事業
- ◆町道防災対策事業
- ◆町道道路管理事業
- ◆町道除雪・融雪事業

2 通信ネットワークの充実

現状と課題

当町は、広大な行政面積を有し、そのほとんどを山間部が占め、過疎地域も存在し、情報利用格差が課題となっていました。そのため、木曾広域連合ではCATV事業に取り組み、テレビの地上波デジタル放送とインターネットのブロードバンド化を進め、現在では行政情報の発信等も可能となりました。今後は、町のホームページの内容を充実させ、行政はもとより住民からの情報発信を進めるほか、CATVの町チャンネルでのニュース放送等、ネッ

トワークを活かした町独自の情報発信が求められています。

行政事務においても、町内行政情報のネットワーク活用による事務処理の効率化、双方向による住民サービスの向上や行政関係機関との連絡事務の迅速化に取り組んでおり、今後さらなる有効活用を図っていく必要があります。

現代における通信手段の主役である携帯電話については、当町内に受信不能地域が多数存在しており、住民の日常生活や非常時の通信手段確保のためにも、通信サービス提供会社へ基地局の設置を要請し、通信環境の向上を図ることが求められています。

課題の整理

- ・CATV加入率の確保（CATV事業の円滑な運営）
- ・自主放送の充実（木曽町・広域からの情報提供）
- ・公共サービスのネットワーク活用（電子申請・届出サービス／施設予約サービスなど）
- ・医療・教育等における双方向サービスによる情報の高度利用促進
- ・携帯電話の受信不能地区の解消
- ・通話品質の向上のための基地局設置要請

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・CATVの高度利用検討
- ・携帯電話受信環境向上へ向けた要請

CATV：テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速インターネット接続サービスなどを武器に、都市部でも加入者を増やしている。

ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

基本方針

木曽広域高度情報化整備事業で設置した、光ファイバー網を利用した地域住民への情報提供や双方通信による高度利用を実施していきます。

木曽町管内における携帯電話の受信不能エリア解消による、「いつでも」・「どこでも」携帯電話が使用できる通信環境確保を促進します。

施策

①CATV網の高度利用の推進

木曽広域CATV網を利用し、地域住民へ行政情報を「分かりやすく」かつ「迅速」に提供していきます。

主な事業

- ◆テレビ自主放送に向けた取り組み
- ◆CATVやインターネットによる情報提供

②インターネットの高度利用の推進

インターネットの普及と共に地域住民が行政に対する手続きを電子化し、申請・届出等を簡略化して「身近な行政（役場）」を推進していきます。

情報の双方向通信技術を駆使し、医療・福祉等のサービスがよりきめ細やかに行え、住民が「安心」「安全」を感じられる環境づくりを推進します。

主な事業

- ◆電子申請・届出サービスの開始
- ◆医療・福祉分野におけるインターネットの双方向サービスの推進

③受信不能地区解消の促進

木曾町管内において携帯電話が「いつでも」「どこでも」使用できる電波環境を構築し、住民や観光客等の利便性を向上していきます。

主な事業

- ◆立地に配慮した携帯電話基地局の設置の要請
- ◆携帯電話受信不良地域の解消

3 公共交通の充実

現状と課題

当町の公共交通機関は、JR中央西線が中心であり、町内には3つの駅があります。また、木曾福島駅と東京・新宿を結ぶ高速バスが1日に2往復しています。さらに、町内には、旧4町村を結ぶ町営バス等の交通システムを運行しており、通院、通勤通学等の住民の足を確保するための重要な交通手段となっています。

生活交通システムとしての町営バスは、合併後、住民ニーズを反映させ、試験運行による、料金の不均衡是正と、運行ルートやダイヤ、運行頻度等の抜本的な改善を経て、19年度から本格運行を行っており、輸送実績も約2割増となっています。今後は、住民の多くが利用しやすい公共交通へのさらなる改善を図るとともに、公平性の観点から利用者負担の在り方等を検討し、持続可能な生活交通システムの構築が求められています。

首都圏と直接連絡している高速バス、木曾福島・新宿線は、年間15,700人の利用実績があり、首都圏との地域間交流や観光振興等に貢献しています。また、1日30往復の便数や早朝から夜まで運行がある、伊那インター経由の高速バス（伊那線、飯田線等）利用に転換する旅客が少しずつ増えてきています。そのため、高速バス新宿線については、利用者の増加と路線の維持、また、伊那木曾間を結ぶ連絡バスについては、早期の定期運行を目指して関係機関に要望していく必要があります。

JR中央西線は、通学・通勤をはじめ木曾路観光や地域の観光振興のターミナルとして大きな役割を担っています。近年は、JRと二次交通であるバス、タクシー等を組み合わせた

木曾路への観光型誘客企画商品も販売され、利用促進と地域振興への取り組みが進んでいます。しかし、輸送旅客数の減少に伴い列車本数の削減や車輛編成の縮小、ワンマン化への移行など合理化が進んでいるため、運行体制の強化を要望していく必要があります。

課題の整理

- ・ J R 中央西線の利便性の向上
- ・ 利用促進に向けた広報宣伝の展開
- ・ 高速バスの維持と地域間バスの定期運行の実現
- ・ 生活交通システムの利便性の向上
- ・ 広域連携による新たな交通網の研究

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 交通システムの利用促進
- ・ 巡回バス・デマンドタクシー等の利便性向上へ向けた検討
- ・ バス待合所の整備
- ・ J R ダイヤ等改善の要請

デマンドタクシー：交通手段に不便を来している人を自宅や指定場所から目的地まで、乗り合いタクシー方式で送迎するサービスのこと。

基本方針

日常生活の利便性を高めるため、公共交通機関の維持・向上に努めるとともに、新たな地域間連絡バスの早期実現に努め、さらなる公共交通機関の充実を図ります。

施策

①生活交通システム

生活交通システムについては、通院、買い物、通勤・通学などの住民の足としての利便性を高め、親しみやすい地域のバスとして利用促進に尚一層努めるとともに、住民ニーズへの対応と運賃体系の公平性の確保に努めます。

主な事業

- ◆運行経路・系統・ダイヤ等の編成
- ◆利用量等の調査研究
- ◆交通政策の合意づくり
- ◆バス停等利用環境の向上

②高速バス路線の維持

高速バス新宿線については、木曾町の観光振興にとって重要な路線であるため、安定した利用により路線の継続と運行ダイヤの改正等を図り、利便性の向上に努めます。また、伊那木曾間を結ぶ連絡バスについても、関係自治体や事業者と協議のうえ、早期に路線定期運行を実現します。

主な事業

- ◆高速バス路線の維持
- ◆伊那木曾連絡バス運行への取り組み

③鉄道の利便性の向上

J R中央西線については、中央西線輸送強化期成同盟階の活動を強化し、増発や運行改善を要望し、利便性の向上に努めます。

主な事業

◆運行本数増強の要望

◆運行時間帯の延長の要望

4 地域間交流の促進

現状と課題

少子化・過疎化の中で、地域の活性化や観光の振興を図るため、交流人口増加への期待が高まっています。特に、団塊の世代の大量退職時代を迎え、都市と農山村の交流、二地域居住・上下流交流などが全国的に盛んになってくることが予想されます。

当町は、旧木曾福島町が静岡県の新居町、北海道と長崎県の福島町と、旧日義村が三重県浜島町（現志摩市）と、旧三岳村が愛知県三好町、と多くの町村と交流してきました。

また、当町には、別荘地が多くありますが、買い手が見つかず未分譲になったままの分譲地が散見されます。一方、短期的交流人口の受け入れ素地はあるものの、現実には、交流・移住希望者のニーズを掴みきれていません。さらに、受け入れる側の地域住民の理解もまだまだ深まっていない状況です。

合併前の旧4町村より引き継いだ友好交流町村提携については、合併後も提携を絶やすことなく継続してきていますが、お互いに合併等の事情で状況が変化しています。今後もこれらの地域とより深い交流を図るため、課題の整理を進めていく必要があります。

また、木曾町開田高原が「日本で最も美しい村」に連合へ加入したように、環境や景観、まちづくりといった新たな連携・交流を模索していくことも、当町の特長をPRしていく上で必要となっています。

課題の整理

- ・ 交流人口の拡大
- ・ 姉妹・友好交流町村提携の充実
- ・ 移住者受け入れ態勢の整備
- ・ 新たな地域間連携の模索

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 地域間交流の促進
- ・ 世代間交流の促進
- ・ 友好交流活動の促進
- ・ 地域間・世代間交流施設の整備（要望）

基本方針

住民相互の交流や地域間交流・連携を積極的に進め、農山村と都市との交流拡大による地域経済の活性化や地場産業などへの波及効果を図ります。

施策

①定住者や交流人口などの増加の促進

木曾町への定住を希望する都市住民の受け入れ態勢を整えるとともに、地域住民と都市住民との交流を深め、定住者や二地域居住者、交流人口の増加を図り、どの地域どの世代の人々も笑顔で暮らせる憩いの町とします。

主な事業

- ◆田舎暮らし案内事業
- ◆空き家情報事業
- ◆田舎体験プチトリップ事業
- ◆上下交流促進事業
- ◆町内地域間の交流促進

②木曾町の特長を活かした交流の促進

景観や環境など、本町の誇るべき特長を活かし、住民参画による一つの確立した理念に基づく姉妹提携を拡充し、木曾町のイメージアップを図り、他地域との交流を促進します。

主な事業

- ◆環境保護など取り組む地域との連携促進
- ◆友好交流町村等との交流促進
- ◆木曾義仲イメージアップ連携促進
- ◆「日本で最も美しい村」連合における活動促進

二地域居住：1年のうちに半年、1週間のうち2～3日など、2つの地域に住むこと。交通機関の発達や、生活様式の多様化により、今後、二地域居住者が拡大することが推測されている。

プチトリップ：小旅行のこと。プチとはフランス語で「小さい」という意味。「トリップ」は英語で旅行の意味。

5 国際交流の促進

現状と課題

経済の発展とともに外国との交流がますます盛んになってきています。当町にも多くの外国人が観光・体験学習・研究などに訪れ、外国人と接する機会は増えています。また、高度情報化の進展で、世界との距離はますます身近になってきています。地域の自立を図るためには、諸外国の先進的取り組みの学習、国際的な視野に立った考え方の醸成、次世代を担う子どもたちの国際学習や、国外からの観光誘客推進など、様々な分野での国際的交流を推進する必要があります。

課題の整理

- ・ 国際交流の推進
- ・ A L T の積極的な活用
- ・ トイレ等公共施設の整備
- ・ 海外研修の推進
- ・ 観光案内版の外国語標記の推進
- ・ 町ホームページの多言語化

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 在住外国人との交流
- ・ 語学研修等国際的人材の育成

A L T : Assistant Language Teacher の略。日本の学校で外国語教育に携わる外国人助手。

基本方針

国際化の進展に対応するため、子どもを含む町民一人ひとりが国際社会の一員としての認識を持ち、国際理解を深められるように努めます。また、外国人が訪れやすく、住みやすい環境づくりを進めるとともに、外国人観光客の誘致に努めます。

施策

①国際交流の促進

海外交流事業などを通じて国際理解を深めるとともに、観光客を含めた外国人訪問客の誘致を図ります。また、町のホームページや観光案内板の多言語化に取り組みます。

主な事業

- ◆海外交流事業の推進
- ◆観光案内板の多言語化への取り組み
- ◆町のホームページの多言語化への取り組み

②国際化に対応した人づくり

A L T (外国語指導助手) の活用などを通じて、学校教育での国際理解教育を推進するとともに、社会学習での国際理解講座の充実を図ります。

主な事業

- ◆A L T (外国語指導助手) の積極的な配置
- ◆国際理解教育の推進
- ◆国際理解講座の開催

第4節 未来に輝く心ゆたかな人づくり

1 幼児・学校教育の推進

(1) 幼児教育

現状と課題

当町には、私立幼稚園が1園あり、平成19年度で61人が通園しています。幼児教育については、幼児の持つ無限の可能性を引き出し、子ども一人ひとりの個性を生かす施策の推進が求められます。

さらに、幼稚園・保育園・小学校との連携を保ちながら、総合的な幼児教育の確立が求められています。

又、小児化が加速する中で園児数の減少が進んでおり、幼稚園・保育園のあり方についても検討する必要があります。

課題の整理

- ・家庭教育の充実と連携
- ・幼稚園・保育園の連携
- ・小学校との連携
- ・職員研修の推進

基本方針

幼児期における教育の重要性を認識し、幅広い観点から検討し施設などの充実を図ります。また、家庭や地域も含めた教育環境の整備・充実を促進します。

施策

①幼稚園・保育園・小学校との連携

幼児期における教育は重要であり、様々な教育が受けられるよう、幼稚園・保育園の連携を密にしながら、一貫性のある幼児教育を推進します。また、個々の幼児の可能性を小学校に伝え、幼児教育を小学校教育へとつなげられるよう、幼稚園・保育園・小学校との連携を図ります。

主な事業

- ◆幅広い体験の中での発達の助長
- ◆幼児と小中学生の交流
- ◆幼児の小学校訪問

(2) 学校教育

①小・中学校

現状と課題

当町には、小学校が5校、中学校が4校あり、平成19年度で小学校に652人、中学校に375人が通学しており、各校それぞれ地域の特色を活かした教育目標にしたがって教育が進められています。

各学校では、基礎的な学力や、生活習慣を習得する教育に加え、総合的な学習の時間などを活用し、環境教育や国際理解教育などにも力を入れています。教育環境の面では老朽化した校舎の改修を進めるとともに、コンピュータの計画的更新を行っています。

学校教育においては、国による教育改革がめまぐるしく変動し、大きく変わってきています。今後は、こうした教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着と「生きる力」の育成を図る教育を充実していくことが重要であり、そのために教職員や教育施設・設備の充実を図っていくことが必要です。また、地域に開かれた学校づくりや不登校等への対応、発達障害児等への「特別支援教育」の充実についても更に推進していくことが求められており、中でも、教育相談体制の充実は急務です。

遠距離通学者については、通学バスの確保、遠距離通学補助等の制度を維持していく必要があります。さらに、児童数の減少による統合問題も考慮しながら、老朽化した学校施設の改修等を長期計画に基づき行う必要があります。

その他では、各学校図書の間・町図書館（室）での貸し出しに向けソフトの統一化・ネットワークの構築による幅広い活用の必要があります。

課題の整理

- ・教育内容の充実
- ・食育の推進
- ・学校教育施設の整備
- ・学校間での図書室の有効活用と広域的活用

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・体験学習の推進
- ・食育の推進
- ・老朽化した学校施設の整備（要望）

基本方針

教育内容、教育環境の充実を図るとともに、「郷土愛」や「思いやり」、「たくましい精神」を持った児童・生徒の育成に努めます。また、「確かな学力」とこれからの「生きる力」を身につける教育を実践します。

施策

①教育内容・環境の充実

各学校における独自性を生かしながら、教育水準の向上を図ります。また、パソコンの計画的更新、ALTを活用した国際理解教育の推進に取り組みます。さらに、町内学校間での図書相互利用を進め、図書の有効利用による知的好奇心の高揚に努めます。

主な事業

- ◆児童生徒の基礎学力向上
- ◆各小中学校の教育用パソコン整備事業
- ◆外国人講師の招致事業の充実
- ◆遠距離通学費補助事業

②学校施設・環境の整備

安全で快適な学校環境の確保のため、学校の統合も視野に入れた、長期的な計画に基づく改修計画を推進します。また、遠距離通学者に対する保護者負担の軽減を図ります。

主な事業

- ◆学校施設の整備事業
- ◆教職員住宅の計画的建設事業

ALT（再掲）：Assistant Language Teacherの略。日本の学校で外国語教育に携わる外国人助手。

②高校・大学・専門学校

現状と課題

当町には、木曾高校と、木曾山林高校の2つの高校がありますが、平成19年度入学者より、両校が統合され木曾青峰高校となりました。現在の各校の在校生数は、木曾高校311人、木曾山林高校153人、木曾青峰高校181人となっています。

木曾高校は、個性を尊重しながら人格形成のための基礎・基本の徹底を図り、高い教育理念を掲げて学習指導が行われています。また、木曾山林高校は、林業技術者養成を主とする伝統ある林業高校として成長し、林業科・インテリア科・情報流通コースとも専門分野の教育に努めています。

平成19年度入学者より、両校が統合され木曾青峰高校となり、普通科、理数科、森林環境科、インテリア科を有する総合高校となっており、2年後には3学年が揃い完全統合がなされます。

大学は、県立林業大学校があり、林業後継者のための専門的教育を行い、卒業生は林業の近代化の推進に努め、また、林業指導及び振興に全国各地で活躍しています。

専門学校は県立木曾病院附属高等看護学校があり、看護師養成に大きく貢献し、卒業生は病院をはじめ各医療機関で活躍しています。

また、恵まれた自然環境を活用した木曾にしかできない大学や研究所の誘致についても推進する必要があります。

課題の整理

- ・ 高校完全統合に向けた地域教育環境の整備
- ・ 高校・林業大学校と地域との連携
- ・ 大学や研究所の誘致

基本方針

2年後の高校完全統合に向けた環境整備を推進するとともに、各学校との連携と協力を進めます。

また、自然・歴史など木曽ならではの大学や、研究所の誘致を検討します。

施策

①高校完全統合に向けた教育環境の整備の推進

2年後の高校完全統合に向け、教育環境の整備に努めるとともに、教育内容のさらなる充実を図り、生徒、保護者、教職員が一体となって特色ある学校づくりを進め、高校施設の地域への開放等、学生と地域住民の交流のなかで木曽の将来を担う若者を育てます。

主な事業

- ◆ 学校施設整備への関係機関との連携と協力
- ◆ 高校施設の開放

②高校と地域の連携

高校施設の地域への開放等、学生と地域住民の交流のなかで木曽の将来を担う若者を育てよう努める。

主な事業

- ◆ 専門知識を活かした地域貢献の要請
- ◆ 地域との交流促進の要請

2 生涯学習の支援

現状と課題

誰もが、いつでも、どこでも学びたいときに学ぶことを目的とした生涯学習は、学校での学習はもちろん、公民館などの生涯学習施設での学習、芸術や文化の活動など、子どもから大人まで、自己の充実や生活の向上のために、自己に適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習で、こころの豊かさが求められる時代状況の中で、ニーズが一層高まっています。

団塊の世代の定年により今後さらに高齢者層が増加する当町にとって、住民の生涯学習活動を支える場所と機会の提供は住民福祉の向上に欠かせないものです。

生涯学習は、各地域の公民館で行われており、内容としては、語学サークルやパソコン、絵画、書道、陶芸、華道、茶道、洋裁、囲碁など、男女の区別なく手軽に楽しく学習できるメニューを揃えています。

今後は、「いつでも・どこでも・誰でも」学べる環境をさらに充実し、学習成果を個人の成長や生活の向上のために活用し、地域のために活かせるように支援していくことが求められます。また、老朽化する施設の整備や住民から強い要望がある図書館の建設を進める必要があります。

課題の整理

- ・生涯学習情報の収集と提供
- ・住民が主体となった生涯学習活動の支援
- ・公民館講座など住民講座の充実
- ・老朽化する施設の改善と図書館の建設

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・公民館活動の活性化
- ・地元企業の見学会開催
- ・図書館の整備（要望）
- ・情報ネットワークを活用した図書館の整備（要望）

基本方針

すべての住民が、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、多様な学習活動や文化活動などに取り組んで生活を楽しめるように、豊かな人と人との交流が生まれる社会の形成を目指し、生涯学習支援体制の充実を図ります。

施策

①生涯学習活動の支援と住民講座の充実

生涯学習については、講座内容の選択・決定から実施時期・会場などの決定まで、住民の意向に沿って実施されるよう支援を行います。また、公民館活動は、社会教育活動の中核として、生涯学習の重要な部分を担っています。地域の課題などを見つめながら、サークル活動などの育成、家庭教育、人権、ふるさと理解などの学習や発表の場と資料の提供を充実させ、町民に親しまれる公民館活動の充実を図っていきます。

主な事業

- ◆生涯学習活動の積極的支援
- ◆公民館講座の充実

②施設の改善と図書館の新設

公民館等老朽化した施設の改善に努めるとともに、町民が希望する生涯学習が自由にできるよう、カルチャーセンターや情報センターの併設も研究し、幅広い機能を持ちながら誰もが気軽に利用できる地域に根ざした図書館の建設を推進します。

主な事業

- ◆図書館建設事業
- ◆公民館施設整備事業

サークル：関心や趣味を同じくする人の集まり。同好会。

3 生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーションに対する需要が高まる中、当町では、体力づくりや運動を通して町民相互の連帯意識を高めるため、体育指導員や体育協会、ジュニアスポーツ連盟などが年間を通じ、種目別に行事や技術指導及び教室を実施しています。

一方で、日常生活が便利になった反面、運動不足による体力の低下や、メタボリック症候群等が問題になっています。

今後、町民の多様なニーズが想定されるため、指導者や団体の育成、大会の充実により、生涯スポーツを推進する体制を築き、総合型地域スポーツクラブも視野に入れた新たな基盤づくりを進める必要があります。また、町営温水プールをはじめ健康増進のためのスポーツやレクリエーション活動を楽しめる施設の有効活用を図る必要があります。

老朽化が著しい施設に関しては、安全面から全面改築等が急務となってきています。

課題の整理

- ・住民のスポーツ活動を支援する場の提供
- ・健康づくりを含めた多様な運動機会の提供

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・体育協会活用等の支援
- ・ジュニアスポーツ指導者の育成
- ・運動会の開催
- ・地域間交流スポーツの推進
- ・運動場や公園などの複合施設整備（要望）

メタボリック症候群：メタボリック (Metabolic) は「代謝」を意味し、シンドローム (Syndrome) は「症候群」を意味する。直訳すると「代謝異常症候群」という意味。

具体的には、内臓脂肪による「肥満」の人が、「高血糖」「高脂血」「高血圧」といった生活習慣病の危険因子を二つ以上持っている状態。

基本方針

すべての住民が、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、多様なスポーツ活動に参加し、楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現が図れるような取り組みを推進します。

施策

①施設の整備・充実

スポーツニーズの増大に対応するため、スポーツ施設・設備の充実と更新を図り、運動場や世代間交流が行える公園等が複合した施設の整備も検討します。また、学校施設開放の強化や歩道・散策道の整備・充実、案内板の設置などにより、ウォーキングなど健康レクリエーションが楽しめる環境づくりに努めます。

主な事業

◆町営体育館整備事業

◆町営球場・グラウンド等整備事業

②スポーツの振興

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるようスポーツ情報の積極的な提供を図るとともに、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実、ニュースポーツの開発・普及などに努めます。

主な事業

◆多様な運動機会の提供

◆各種スポーツ教室の充実

◆ニュースポーツの開発と普及

4 文化・芸術の振興

現状と課題

本町には、国史跡「福島関所」をはじめとする由緒ある史跡・名所・文化財が多く残されており、これらの文化財は保護条例に基づき、適切に保存することが急務です。また、その体系的な整理が望まれています。

町内に現存する埋蔵文化財の発掘調査や石仏・神社・お寺などの文化財や資料の調査研究と保護も必要です。

また、町民が優れた文化や芸術に接する機会を設けて、鑑賞や参画の機会を増やすことで文化・芸術の受容レベルの向上を目指すことが必要なため、その分野の指導者・団体を育成して木曾町の文化的発展を図ることが求められています。

課題の整理

・文化遺産の保存・整理

・文化・芸術活動に触れる機会の提供

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

・地域文化・伝統の保護と伝承

・有形・無形文化財の保護

・食文化の保護と伝承

・郷土の資料を展示する施設の整備(要望)

基本方針

先人が残した文化遺産を保存継承します。また住民の文化芸術活動を側面から支援し、文化的な発展を図ります。

施策

①保存・継承意識の高揚

身近にある文化財を再認識するとともに、関連資料の作成、発刊、勉強会などの開催を通じて、文化財の重要性の普及・啓発に努め、文化財保護意識の高揚を図ります。また、次世代へ伝統文化や地域文化を継承していくために、学校教育や生涯学習での伝統文化や地域文化に関する学習を促進するとともに、地域に残された文化財を後世に伝え、散在させないような施設の整備検討や、貴重な文化財について町指定文化財等への指定も進めます。

主な事業

- ◆古文書収蔵庫整備事業
- ◆文化財整備事業
- ◆町村誌再編集事業
- ◆郷土館施設整備検討

②文化・芸術活動の促進

音楽や映画、演劇、舞踊の鑑賞会、美術品・工芸品等の展覧会など、住民が気軽に優れた文化・芸術にふれる場や機会の充実を図ります。また、文化グループ・団体への支援、指導者の紹介、活動・相互交流の場、発表の場の提供などにより、住民の文化・芸術活動を支援します。

主な事業

- ◆木曾音楽祭
- ◆木曾町文化芸術振興事業
- ◆美術館建設構想支援事業

5 男女共同参画の促進

現状と課題

社会経済環境が大きく変化する中で、女性の意識、価値観の多様化が進むとともに、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍が顕著になっています。しかし、依然として性別役割分担が根強く残り、男女平等が実現されているとは言い難い現状です。

少子高齢化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、雇用に関しては、男女の均等な機会・待遇の確保や、女性労働者の福祉の増進に対する配慮などが必要です。また、国や県の施策と合わせ、性差別による社会的不平等をなくし、女性の地位・福祉の向上への取り組みを進める必要があります。

課題の整理

- ・男女の特性を活かし、能力を発揮できる機会の確保
- ・固定的な役割分担意識を除き、社会制度や、慣行のあり方を考える
- ・性差にかかわらず、あらゆる方針の決定に参画できる機会の確保

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・男女共同参画の推進

基本方針

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の活動に参画する機会が確保され、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会を目指します。

施策

①男女共同参画の意識づくり

当町が目指す男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画計画を策定し、広報紙やリーフレットの発行、講演会の開催などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めます。また、学校教育において、男女平等教育の一層の推進に努めるとともに、社会学習において学習機会の提供や、活動への支援、情報のネットワーク化などを推進します。

主な事業

- ◆男女共同参画社会の広報・啓発事業
- ◆木曾町男女共同参画推進会議の設立
- ◆アンケート調査の実施

②男女共同参画の環境づくり

男女雇用機会均等法や育児休業法など諸制度の遵守などを事業所に啓発するとともに、女性の出産・育児後の再就職の支援や、知識・技術等の習得機会の充実など、男女がともに働きやすい条件整備を進めます。また、保育・介護サービスや、育児、介護に関する相談・情報提供など、子育てや介護の負担軽減策を推進し、男女が充実した家庭生活、社会生活をおくれる環境づくりに努めます。

主な事業

- ◆男女共同参画の環境づくり
- ◆関係諸制度活用の促進

第5節 資源を活かした産業のまちづくり

1 農業の振興

現状と課題

当町の耕地は、標高 720m～1,300mの範囲に分布しており、急峻な地形に散在し、山間傾斜地など、厳しい立地条件を抱える典型的な中山間地の農業地帯が多くなっています。また、生産物価格の低迷や鳥獣被害による生産意欲の減退、経営農家の高齢化・後継者不足からの経営規模の縮小により、遊休荒廃農地の面積が広がり、採草地も山林原野化が進んでいます。

一方、農村の持つ公益的・多面的な機能を重視し、地域独自の活性化の取り組みが進んできています。また、資源の有効活用を図るために自然環境に配慮した循環型農業を推進する必要があります。

畜産については、和牛子牛の生産を柱とし、畜産基地等を利用した肥育も盛んでしたが、肥育農家の高齢化や畜産からの撤退もあり、飼養頭数は減少傾向にあります。

また、当町のほ場は傾斜地の小規模農地が多く、耕地が山間急傾斜地に散在しているため、大規模な整備が進んでいないのが現状です。

農業用施設としての水路は、各種補助制度を活用した整備と、住民協働事業による維持管理への取り組みを進める必要があります。

課題の整理

- ・遊休農地の解消
- ・農業後継者および担い手の確保対策
- ・環境にやさしい農業の推進
- ・農道整備の促進
- ・農業用施設等整備の促進
- ・有害鳥獣防除対策
- ・特産品の開発及び農産物加工施設の建設
- ・畜産業の確立
- ・用排水路整備の促進
- ・ほ場整備の推進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・農地利用マップの整備
- ・地産地消の推進
- ・地域特産作物の振興とブランド化
- ・地域による水路用の維持管理
- ・有害鳥獣対策の推進
- ・直売施設等の整備（要望）
- ・農作業の共同化
- ・農業後継者の育成
- ・市場性の高い品種の導入
- ・市民農園・オーナー農園による農地活用
- ・木曾和牛の振興
- ・農業基盤整備の推進（要望）

基本方針

農地の利用集積と基盤整備による土地生産性の向上を図るとともに、認定農業者、集落営農制度などを含めた各種営農組織の育成に努めます。生産面においては、有機栽培など環境保全型農業の推進を図るとともに、生産性の高い品目の奨励を図り、所得の向上・安定に努めます。また、加工による高付加価値化や直売、体験農園、学校給食への導入などによる地産地消、食育、グリーンツーリズムの振興を図るとともに、トレーサビリティの導入やポジティブリストの規制（残留農薬）により、安全安心な農産物づくりを促進します。

トレーサビリティ：生産・処理・加工、流通・販売等の段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、さかのぼることができること。

ポジティブリスト：食品への農薬の残留基準値を定めたリストのこと。原則的に農薬の残留は好ましくないとの考え方にに基づき、一定基準までの残留を認める農薬のみがリストになっている。したがって、基準値を超える農薬はもちろん、リストにない農薬については厳しく規制されることになる。

施策

①農業生産基盤の整備

中山間総合整備事業等の農業生産基盤整備により、用水路、ほ場、農道等生産基盤の整備を図り、労力の軽減、機械作業の効率化を進めます。また、特産品の開発・販売や都市住民等との交流を促進するため交流・活性化施設の整備を図ります。

主な事業

- ◆基盤整備事業（中山間総合整備事業等）
- ◆土地改良施設維持管理適正化事業
- ◆県単緊急農地防災事業等

②農業施設の維持補修の促進

農業における、担い手不足や高齢化により、農業を実施する上で必要不可欠な農業施設の維持補修や遊休農地及び農地周辺の環境整備を目的として、国・県の制度を活用し農家はもとより地域ぐるみで農業施設の維持補修対策等を促進します。

また、遊休農地等は農地利用マップに基づき計画的に体験農園等の整備を行うことにより都市等の住民との交流を進めます。

主な事業

- ◆農業用施設維持管理・改良事業
- ◆中山間地域直接支払制度
- ◆農地・水・環境保全向上対策
- ◆体験農園・市民農園の整備

③鳥獣外防止対策の促進

農業生産意欲減退に繋がる野生鳥獣による被害を防止するために、農家によるテレメトリ一や電気柵などの設置を支援します。

主な事業

- ◆鳥獣害防止対策事業（防除関係）

テレメトリー：動物に電波発信機を取付けて放し、アンテナでその電波を受信して動物の位置を測定する方法。

電気柵：動物に電気ショックを与え動物を追い払い、農作物を守るための柵のこと。

④農生産物の付加価値化の促進

一般農地や基盤整備地の遊休化や耕作放棄地の発生を防止するため、町の特性を活かした農業生産物を特産品（品目例：高冷地におけるスイートコーン）として開発し、その農生産物に付加価値化を行い販売促進に努めます。

主な事業

- ◆特産品開発事業
- ◆農産物加工・販売施設整備事業
- ◆優良農地そば作付け事業

⑤農業従事者の確保

農業の担い手不足を補うために、新たに農業分野へ進出を考えている担い手（概ね40歳以下を対象とします。）を育成し、農業従事者の確保に努めるとともに、農作業受託組織の強化と農業機械の整備により、労力の軽減と省力化・効率化を進めます。

主な事業

- ◆新規就農研修事業
- ◆新規就農地の斡旋事業
- ◆農作業受託組織の強化事業
- ◆農業機械整備事業

⑥循環型農業の推進

環境に配慮した農業の展開として、家畜などの糞尿と稲わらなどを混合し有機肥料を生産し野菜等生産農家への供給をすることにより、化学肥料を低減することで木曾町の農業産物の安全性を目指し、環境にやさしい循環型農業の推進を図ります。

主な事業

- ◆バイオマス施設整備事業
- ◆有機農業の推進

2 林業の振興

現状と課題

民有林は町総面積の63%を占めており、うちカラマツを中心とした人工林が45%となっています。しかし、担い手の高齢化・不在地主の増加など後継者不足で除間伐が行なわれなまま荒廃が進んだ手遅れ林が増えています。国有林も価格の低迷と森林管理署の統廃合などで管理不足になっています。しかし、自然環境の保全、水源涵養などの機能を有する森林の育成のため、積極的な造林、除間伐が必要です。間伐材の有効利用に向け製品の開発やバ

イオマスとしての利用も検討する必要があります。また、林道等開設及び維持は、合理的な森林経営と公益的機能を保つため早急な整備が求められています。

森林が有する公益的機能を認識し、木材生産力の向上を図ることで安定した林業経営に発展させるため、関係機関と密接な連携を保ち、国・県の補助事業を導入して、林業振興事業を積極的に推進していくことが求められています。

課題の整理

- ・ 上下流域交流を基にした森林整備の実施
- ・ 森林資源の保全
- ・ 林道等の開設・維持管理
- ・ 鳥獣害防止対策の実施
- ・ 間伐対策の推進
- ・ 治山・治水・砂防事業の推進
- ・ 森林学習の実践

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 里山の整備
- ・ 住民協働による林道の整備と維持管理
- ・ 山菜による活性化
- ・ 山林の集団化による整備の検討
- ・ 間伐の促進
- ・ 荒れる山林の現況調査
- ・ 林業従事者の確保
- ・ 狩猟免許取得支援

基本方針

森林の持つ多面的、公益的機能を強化するために荒廃林地の増加を抑制し、林業経営を魅力あるものにするため、民有林の山づくりと林業後継者の育成へ向けた支援、各地域の実情に即した森林整備や間伐材の搬出利用、鳥獣害対策の充実を図ります。

自然保護、災害対策のため、計画的な治山、治水等事業の早期実施を国・県に要望していきます。

施策

①森林資源の保全と活用

補助事業を活用し、人の手が入らずに荒れてゆく「手遅れ林」等の整備に努めます。また、森林資源の保全により、今後の木材価格に期待が持てる事業展開を図ります。

主な事業

- ◆ 森林整備地域活動支援事業
- ◆ 森林の里親事業
- ◆ 森林づくり地域活動推進事業
- ◆ 流域公益保全林整備事業
- ◆ 里山エリア再生交付金事業
- ◆ カラマツ等間伐材の利用促進事業

②林道整備の推進

森林空間の総合的な利用促進のため林道等の開設・維持管理を推進します。

主な事業

◆林道等の開設事業

◆林道改良事業

③鳥獣害防止対策

野生鳥獣による被害対策、計画的な保護管理を行い、林業被害等の軽減を図ります。

主な事業

◆野生鳥獣総合管理対策事業

◆特定鳥獣保護管理計画

◆狩猟免許取得支援事業

④森林学習の実践

林業体験学習の体制を整備し、木曾川下流域をはじめ町内外との交流と連携により、森林の持つ公益的機能の保全と意識啓発を進めます。

主な事業

◆みどりの少年団への応援

◆各種森林ボランティア事業への応援

3 水産業の振興

現状と課題

当町の水産業は、養殖業者がイワナ・ヤマメ・カジカなどの淡水魚を生産していますが、水質の良い水源・河川などに恵まれているため、淡水魚の付加価値を高め、信州サーモン等新品種の養殖へ向けた取り組みと、宿泊、飲食業における地元食材の提供や、加工品の開発・販売、スポーツフィッシングと組み合わせた観光事業との連携を図る必要があります。

また、淡水魚が住める清流をいつまでも保つために、地域が一体となって川をきれいにするとともに、河川工事等においても十分配慮して行うことが求められています。

スポーツフィッシング：魚を再び川へ戻すことを前提にした釣り方。

課題の整理

- ・淡水魚等の付加価値を高めた養殖の推進
- ・観光事業との連携
- ・河川環境の整備

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・河川環境の整備
- ・淡水魚特産化の検討

基本方針

水質の保全などによる生育環境と生態系の保護を図るとともに、イワナやアマゴなど水産資源を活用した観光の振興、淡水魚の養殖促進、特産品として新品種の導入を進め、水産業の振興に努めます。

施策

①観光産業と連携した水産業の振興

キャッチアンドリリース区間や河川特設釣り場や、木曾川漁業協同組合とも連携した稚魚・成魚放流の強化により、魚影の濃い魅力ある釣り場の整備を進め、釣りを目的とした観光誘客の増加を図ります。

また、信州サーモン等付加価値の高い淡水魚の研究と導入により、木曾の特産品・料理として提供できるものにするなど、観光産業と連携を図りながら水産業を振興します。

主な事業

- ◆稚魚・成魚放流
- ◆他産業との連携による水産業の振興
- ◆イワナ・アマゴ・アユを使った加工品開発

キャッチアンドリリース：釣った魚を傷つけることなく再放流することで、魚の減少を防ぎ多くの人が、ゲームの釣りを楽しむことができるための方法。

②河川の整備と美化活動の推進

魚等の水生生物や水生植物に配慮した、良好な河川環境の整備を進めます。またゴミや雑木等の撤去活動などを、地域住民と協働で進めます。

主な事業

- ◆河川環境の整備
- ◆住民との協働による河川の清掃

③養殖対策の推進

長野県水産試験場と連携し、新品種の研究促進や、人工孵化の推進、養殖の拡大などを進めます。

主な事業

- ◆県水産試験場との連携
- ◆新品種の研究促進
- ◆人工孵化・養殖の推進

4 工業・地場産業の振興

現状と課題

地域経済の低迷により、企業の閉鎖や人員削減が進み、就労場所の減少が問題となっ

ています。このような状況の中、新たな企業誘致は困難が予想されますが、誘致条件や基盤の整備により、地域の特性に適合した企業や産業の誘致を図っていく必要があります。

木曽地域の中心的な産業であった木材関連産業は、在来工法による住宅建築の減少により、厳しい状況にあります。

三岳地区の石工業は、経営的にも小規模のため、今後は技術的特徴が必要となってきます。

食品では、「そば」や「そば饅頭」、「ほうば巻」、「すんき」、「黒瀬かぶ」などが、最近の自然食ブームや本物指向の中で大きく伸びる可能性を秘めています

さらには、木曽の清冽な水がミネラルウォーターとして高い評価を得ており、良質な米と清冽な水により磨かれた端麗でふくよかな味わいの地酒も多くの人に親しまれています。

今後は、消費者ニーズに対応した商品の研究開発や観光産業と連動した商品開発、既存産品の付加価値を高め地域性のある特産品の開発と販売ルートの開拓が必要となっています。

また、構造改革特区等の制度を研究・活用して、起業へ向けた環境整備が求められています。

課題の整理

- ・ 企業誘致の推進
- ・ 在来工法による住宅建設の推進
- ・ 地場産品の研究開発
- ・ 漆器・木工等伝統工芸の振興

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 商工会と連携した地場産業の振興
- ・ 雇用確保への協力

基本方針

長期的な視野のもと、地域資源を活かした環境関連企業や知識集約型企业・研究組織等の誘致に努めます。また、林業団体や林業大学校などとの連携のもと、森林資源を活用した新たな産業の創生を促進し、就労の場の確保に努めるとともに、漆器等伝統工芸の継承と発展を図ります。さらに、既存事業所における新技術の導入や、情報化、環境対策など、経営基盤強化に向けた取り組みを支援していきます。また、異業種間交流などによる新分野への進出や新規起業を促進していきます。

施策

①地場産業の推進

地場産品については、観光と農林水産業の連携を図り、伝統的な特産品を継承しつつ、消費者のニーズに合った付加価値の高い新製品の開発を促進し、販路の拡大を図ります。

また、住宅用地の整備も図りながら在来工法による木造住宅の普及促進を図ることにより、木材産業及び建築関連産業の振興を図ります。さらに、漆器等伝統工芸の継承発展に努め、地場産材を活用した工芸家具等の生産・販売拠点としての確立を目指します。

主な事業

- ◆木造在来工法住宅新築等補助金事業
- ◆地場製品の振興
- ◆付加価値の高い新製品の開発
- ◆漆器・木工・石材加工等伝統工芸の振興と後継者の育成

②企業誘致の推進

新たな企業の誘致を行い、就労人口の増加を図るとともに、既存企業の強化を支援します。

主な事業

- ◆企業誘致の推進
- ◆商工業振興資金事業
- ◆商工会補助金事業

③起業へ向けた支援

関係機関と連携し、起業のための情報提供積極的に展開し、近年発展がめざましい情報関連や福祉関連産業など、豊かな自然環境を生かした起業の促進を目指します。

林業大学校や技術専門校と連携を図りながら修了生の就労対策ならびに定着促進に対する支援を継続的に実施します。

さらに、おんたけ有機構想等、地域住民が主体となった起業へ取り組みを、情報の提供や国等関係機関との連絡調整により支援します。

主な事業

- ◆起業のための情報提供
- ◆起業への条件整備
- ◆民間企業による他分野への進出・展開支援

5 商業の振興

現状と課題

情報化と交通手段の発達により、消費者の意識と購買範囲が変化し、消費者が近隣都市へ豊富で安値な商品を求め流れるケースが多くなってきています。また、インターネット等の通信販売や宅配サービスの一般化が進み、地元商店街に影響を及ぼす要因となっています。これらに要因する後継者不足や消費者の地元滞留率の低下、近隣町村からの吸引力の落ち込み、中央地域の商店街の空き店舗の増加が重要課題となっています。

中心市街地においてこれらの状況を招いた要因としては、商店街の老朽化と駐車場不足などのイメージの低下があげられます。今後は中心市街地活性化事業の目指す、「安らぎやうるおいの感じられる市街地」となるよう、総合的な整備を行うとともに、商工会の組織強化と経営者の意識改革を図り、商業経営の合理化・近代化を進め、様々な消費者のニーズに対応できる、魅力ある商業環境の整備を図る必要があります。

課題の整理

- ・ 空き店舗の有効利用
- ・ 街なかの賑わい創出
- ・ 商工会等の組織強化
- ・ 意欲的な経営者等の支援
- ・ 後継者の育成と商店主の意識改革

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 高齢者等の買い物環境の整備
- ・ 空き家・空き店舗の活用

基本方針

中心市街地や商店街の活性化のため、後継者の育成と商店主の意識改革を図り、商工団体などとの連携のもと、消費者ニーズをとらえた業態開発や販売促進活動、税務や会計、法務、情報化、衛生、接客面等の相談・指導などに努めます。また、店舗の近代化や魅力ある個店づくりも支援していきます。さらに、イベントの振興や回遊しやすい商業環境の整備、空き店舗・空き家の活用や駐車場の確保など、魅力ある商店街の形成に努めます。

施策

①中心商店街の魅力づくり

交通網の整備による経済流通の変化に対応するため、行政と商工会、商工事業者が一体となり、店舗の近代化を進めるとともに、空き店舗・空き家の有効活用による駐車場やミニパークの整備、歩道等のバリアフリー化、街並み景観等も含めた総合的な整備を促進し、魅力的な中心市街地商店街の形成と賑わいの向上を図ります。

主な事業

- ◆ 中心市街地活性化事業
- ◆ 商工会補助金事業

ミニパーク：街なかの小さな公園のこと。

バリアフリー化：建物の段差の解消など、物理的なバリア（障壁）を除去すること。

②商業者への支援と組織強化

木曽町商工会、TMO（商店街組合等を中核として設立された第3セクター）と連携し、商業の強化と安定のため、個人経営者及び後継者などへ商業に関する情報を提供するとともに、空き店舗・空き家の活用や賃貸の仲介支援・情報化対策・経営戦略など商店街の活性化を総合的に推進します。

主な事業

- ◆ 商工業振興資金事業
- ◆ 商工会補助金事業

6 観光の振興

現状と課題

近年の観光客の指向は従来の見学型観光から自然体験や地場産業体験などの体験型観光に変化しており、当町においてもエコツーリズムに視点を置いた自然や農山村を生かしたグリーンツーリズムの推進を図るとともに、それらから発展したU I J ターン者の定住促進を検討する必要があります。

伊那木曾連絡道路の開通後、観光客が増加していますが、通過型の観光客が多いため、自然景観、木曾ならではの生活風情を守りながら、滞在型の観光を研究する必要があります。

また、訪れた人々が町内を回遊しやすいように、案内板や歩道・交通手段などの整備をする必要があります。また、伝統の「木曾節」「木曾踊り」は、後継者の育成を図る必要があります。

さらに、冬の重要な基幹産業であるスキー場や温泉をはじめとした観光関連施設の改善を図るとともに、「食」や「歴史・文化」、「環境」における魅力を高め、複合的な魅力ある観光地づくりを進めていく必要があります。

郷土の誇る人物を活かした情報発信を進め、木曾義仲公・巴御前や島崎藤村等を活かしたストーリー性のある観光・交流も進めなければなりません。

当町の霊峰御嶽山と木曾駒ヶ岳は、登山者に人気のある山岳です。当町の観光はこの山を中心に発展してきました。そのため、御嶽山の自然や環境を保全しながら、木曾全体を見据えた広域観光を進めていかなければなりません。また、山小屋等のし尿処理施設や登山道の整備などは、今後、環境や安全面に配慮した計画的な整備が必要です。

観光イベントについては、イベントの効果を検討し、イベントの統合や相互の連携を進めるとともに、効果的な宣伝を行い、誘客を図っていく必要があります。

課題の整理

- ・木曾町観光振興計画(仮称)の策定
- ・エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進
- ・広域的観光ルートの開発と滞在型観光の研究推進
- ・交流人口拡大のための、地域密着型の誘客戦略の推進
- ・伝統文化の伝承と後継者育成の推進
- ・自然環境の保全と登山道、山小屋など施設改善の推進
- ・イベントの連携や効果的な宣伝による誘客の推進
- ・広域的な宣伝活動の推進

エコツーリズム：その土地ならではの自然や文化、歴史や名人などの資源を守りながら、ガイドの案内によって楽しく体験し、地域振興に結び付けていくこと。

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・観光ガイドの育成
- ・観光マップ・ガイドブック作成
- ・新たな観光資源の発掘
- ・観光案内板・公衆トイレの整備（要望）
- ・旅館や民宿・食堂と連携した郷土食の開発
- ・トレッキング・ウォーキング等のルート整備
- ・木曾義仲の情報発信
- ・観光イベントの活性化
- ・木曾馬の観光活用と情報発信
- ・観光施設の整備（要望）

トレッキング：自分の足で自分の歩調でのんびりと山を楽しむということ。自分の足で歩くことで、普段の生活では味わうことができない動物や風、自然の匂いに触れながら、気ままに山を楽しむこと。

基本方針

現代人が求める健康や癒しの場を提供することを主眼に、木曾の豊かな自然や歴史、伝統文化を活用し、体験型、滞在型、反復型・通年型の観光振興を図ります。

また、接客サービスの向上、案内サインの充実など観光基盤整備を積極的に進めるとともに、多様な媒体を活用した誘客活動を展開していきます。

施策

①既存の観光資源の活性化

温泉やキャンプ場・スキー場については、施設整備を計画的に進めるとともに、既存施設についても整備拡充を行い観光客の増加を図ります。

また、登山道、遊歩道やキャンプ場、観光案内板や誘導サイン、ポケットパーク、公園、駐車場、公衆便所等施設の整備充実を図るとともに、適切な美化清掃活動によって清潔で美しい環境づくりに努めます。

主な事業

◆観光施設の基盤整備

◆美化清掃活動の推進

②新たな観光資源の発掘

地域の自然植物、歴史や文化、郷土料理等の埋もれている観光資源（地域の宝）を積極的に掘り起こし、これらの地域特性を活かした観光地づくりを積極的に推進します。また、農林水産物や畜産物、山菜加工など地場産業と結びつけた複合型観光を進めます。さらに、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に取り入れ、四季を通じて誰もが訪れる通年型・滞在型観光地づくりを推進します。

古くから親しまれてきた御嶽山は、その雄姿とともに豊かな観光資源に恵まれています。その資源を活かした整備を進めます。

主な事業

◆エコツーリズムへの取り組み

◆地場産業との連携

◆通年・滞在型観光への取り組み

◆御岳山麓の観光施設整備

◆森林セラピーの研究

③観光PRと交流イベントの充実

インターネットやあらゆる機会を捉え、「全国水の郷百選」での「水と緑の町」のイメージ、また、「日本で最も美しい村」連合への開田高原の加盟など、価値ある情報を積極的に外部に発信し観光客誘致のPRに努めます。また、木曾学や木曾音楽祭などの意義あるイベント情報を発信し、木曾のさらなるイメージアップを図り、年間を通じての誘客に努めます。

さらに、「福島関所まつり」、「木曾義仲旗挙げまつり」、「開田高原そばまつり」、「木曾和牛焼き肉まつり」など、各地域が住民と一体となって開催する様々な観光イベントの連携を深め、より効果的な情報発信に努めます

主な事業

◆インターネットを活用した木曾町案内

◆インターネットを活用によるイベント等の情報発信

◆「日本で最も美しい村」による木曾全体のイメージアップ

◆観光イベントの連携による活性化

第6節 安心して健康で暮らせる明るい社会づくり

1 高齢者福祉の充実

現状と課題

当町の65歳以上の高齢者は3人に1人以上の割合となっており、高齢者の割合は今後も増加することが予測されます。また、寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、介護期間の長期化や介護者の高齢化が進んでいることから、介護に関する不安や悩みが増えています。

平成18年4月から、予防重視の理念に基づき介護保険制度が改正され、新予防給付や、地域支援事業における介護予防サービスが加わった新たな制度体系に移行しました。どちらも、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった介護予防の内容を中心として、地域包括支援センターでの介護予防マネジメントにより、効果測定がなされています。これまで介護予防の中核を担ってきた老人保健事業は、生活習慣病予防中心のメニュー体系に変わりました。

また、同制度改正では、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する「小規模多機能型居宅介護」などの地域密着型サービスが創設されました。

こうした大幅な制度改正に対応し、今後、独自の介護・介護予防システムを構築していくとともに、高齢者が住みなれた地域でいきいきと安心して、また生きがいをもって暮らすことができるように支援することが求められています。

課題の整理

- ・地域支援事業による介護予防サービスの実施
- ・地域密着型サービスの充実
- ・高齢者のいきがいつくり社会参加の促進
- ・社会参加の促進
- ・福祉施設の充実

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・独居老人訪問事業
- ・ひきこもり・孤立化の防止
- ・高齢者の生きがいつくり支援
- ・声かけ運動の実践
- ・福祉施設の誘致活動
- ・高齢者集合住宅の整備検討

基本方針

高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう、介護予防、保健予防活動を充実強化し、認知症予防や寝たきり予防、閉じこもり予防、さらに要介護状態を悪化させないための予防事業等を積極的に展開していきます。また、住み慣れた地域において、生きがいを持って安心した生活が送れるよう、総合的な福祉施策を住民と行政が一体となって進めていきます。

施策

①介護保険制度への対応

介護予防マネジメントや高齢者への総合相談・支援、認知症の方等の権利擁護、居宅介護支援事業者支援を行う「地域包括支援センター」の体制の充実に努めます。また、重度化予防を目指した新予防給付の円滑な提供や、生活機能低下の早期発見・早期対応を目的とした地域支援事業の介護予防事業、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護など地域密着型サービスについても適切に進めます。

主な事業

- ◆地域包括支援センターの充実
- ◆新予防給付の円滑な提供
- ◆地域支援事業の推進
- ◆地域密着型サービスの拡大

②生活支援の充実

地域支援事業や、その他在宅福祉事業等を活用しながら、高齢者の介護予防を推進します。また、介護保険事業における地域支援事業である、家族介護教室事業や福祉用具・住宅改修支援事業など、家族介護支援対策の充実に図ります。さらに、ひとり暮らし高齢者への安否確認、話し相手など、地域で高齢者を支えるためボランティア活動を促進します。一方、高齢者の住まいについては、関係機関と連携しながら、高齢者に配慮した住宅改修などの住環境づくりを推進します。

主な事業

- ◆生活支援サービスの充実
- ◆家族介護支援の充実
- ◆高齢者の多様な住まいの確保

③社会参加の促進

学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、伝統技術・芸能の伝承活動など、高齢者の学習の場や機会の拡充に努めます。また、高齢者自らが生きがいを創り出すとともに、地域づくりへの参画を促進することを目的に、地域特性に応じた老人クラブの自主的な取り組みを支援します。

主な事業

- ◆学習機会の拡充
- ◆老人クラブの活性化
- ◆就労機会の拡充

2 障害者（児）福祉の充実

現状と課題

当町の身体障害者・知的障害者・精神障害者については増加かつ高齢化の傾向にあります。

平成 15 年度から主要な福祉サービスについては、措置制度から支援費制度に移行し、さらに平成 18 年度から障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害への一元的なサービス提供方式の導入、応益負担の導入など、大きな制度改革が行われており、こうした改革に対応しながら、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいたきめ細かな支援を推進していくことが求められます。また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など発達障害者（児）の増加を受け、平成 17 年度から発達障害者支援法が施行されたことから、こうした発達障害者（児）への支援の強化も図る必要があります。

一方、障害のある人の社会活動意欲は高まっていますが、働く意欲のある人の働く場が少ないことも現実で、障害者が自立した生活を送れるよう社会参加や就労ができる環境や、福祉の町を創り育てる人材の発掘や育成を重視し、新しい福祉文化の創造と施策を町民と行政が共に築き、それを確実に推進するための基盤整備が求められています。

課題の整理

- ・ 障害者（児）自立支援体制の推進
- ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行促進
- ・ 生活支援や環境整備の促進
- ・ 雇用、就労の促進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 共同作業所の運営支援
- ・ バリアフリー化支援
- ・ グループホームの整備（要望）
- ・ 作業所の充実
- ・ 障害者の働く場所確保に向けた支援

基本方針

障害のある人の日常的な地域生活の質的充実と、地域活動支援センターの充実により、障害者の社会参加と平等の実現を図り、誰もが生涯にわたって自立的・個性的・創造的に生きることができる福祉の町づくりを目指します。

施策

①自立支援体制の推進

障害者自立支援法に基づき、利用者一人ひとりの適切なサービス利用計画のもとに、介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、地域生活支援事業等を実施します。また、関係機関との連携により、障害の発生予防、早期発見、治療、療育、機能回復訓練などを推進します。さらに、町内や広域の通所・入所施設等に対して、製品販路の拡大や受託元の開拓、施設整備などへの支援を図るとともに、福祉的就労の場の新規整備を促進していくとともに、医療費の助成、福祉手当の支給など、各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進します。

また、障害者や高齢者等の弱者が地域で孤立しないように、グループホームや集合住宅等

の整備を検討します。

主な事業

- ◆ 自立支援給付の充実
- ◆ 社会的就労の確保
- ◆ グループホーム・共同作業所等施設整備
- ◆ 障害の早期発見・早期療育・訓練の推進
- ◆ 経済的支援制度の利用促進

②教育の保障と社会参加の促進

保育園・幼稚園・小中学校のバリアフリー化、特別支援教育の充実、普通学級との交流学級、進路相談体制の充実などにより、障害児の希望や障害の実態に応じた保育・教育を受けられる体制づくりに努めます。また、関係機関と連携して、職業体験や職場実習などを含めた職業訓練機会の充実を図るとともに、町内・広域の企業等の理解を得ながら一般雇用の場の確保に努めます。さらに、生涯学習などへの参加の促進や情報バリアフリーの推進、技術ボランティアなどの育成、移動手段の確保、障害者組織の育成などに取り組みます。

主な事業

- ◆ 保育・教育の保障
- ◆ 生涯学習などへの参加の促進
- ◆ ボランティアの育成
- ◆ 障害者組織の育成
- ◆ 障害者の一般就労の確保
- ◆ 情報バリアフリーの推進
- ◆ 移動手段の確保

③人にやさしいまちづくりの推進

学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などにより、ノーマライゼーションの理念や障害者への理解を深め、「心のバリアフリー」のまちづくりを推進します。また、段差のない歩道、スロープ、障害者用トイレの整備など、バリアフリー法等に基づき高齢者・障害者等が安心安全に施設を利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設への協力を要請します。さらに、障害者・高齢者仕様の住宅についての相談・情報提供、住宅改修費の助成制度の活用などにより、暮らしやすい住まいづくりを促進します。また、障害者が親なきあと、自立して暮らし続けるための生活施設の拡充を図ります。

主な事業

- ◆ 住民意識の啓発
- ◆ 障害者にやさしいまちづくりの推進
- ◆ 障害者支援施設の整備促進
- ◆ 公共施設等のバリアフリー化
- ◆ 障害者にやさしい居住環境づくりの促進
- ◆ 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業

ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

ハートビル法：高齢者や障害者がスムーズに使える建築物を増やし、社会参加を支援するための法律。正式には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。具体的には、デパート、ホテル、劇場など不特定多数が利用する建築物について、出入口、廊下、階段、トイレ、駐車場などの設計に配慮するように、建築主の努力義務を定めたもの。

3 児童福祉・子育て支援の推進

現状と課題

当町では、町内5カ所の公立保育園があり、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育などの実施や学童クラブ（公立4カ所）により放課後児童健全育成事業を実施しています。各地区の中で自由に遊べ、安全に過ごせる場の確保がより一層重要になっており、自然環境を活かした公園、広場などの地域環境整備を図っていくことが求められています。

また、国では、平成15年、少子化対策の基本理念等を定める「少子化社会対策基本法」と、その児童福祉分野を中心とした具体化のための「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。当町でも、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域が連携した子育て・親育ち環境づくりや、若者の自立への支援策や思春期対策などを含めた総合的な次世代育成支援体系の整備が望まれます。

子どもが健やかに育つためには、子どもが安全、安心な環境のもと、生き生きと活動でき、個性を活かすことのできる地域づくりを進める必要があります。また、子育ての喜びを感じ、子どもと親が共に成長していくためには、ゆとりを持って子育てができる地域づくりも必要となります。

しかし、少子化の進行や核家族化、女性の社会進出、都市化の進展に伴う地域環境の変化など児童を取りまく環境は、必ずしも良好とはいえない状況にあり、家庭、地域、企業、学校、行政など、社会全体で子育て支援していくネットワークづくりが求められています。

課題の整理

- ・児童の健全育成
- ・保育サービスの充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・身近で安全な遊び場の確保
- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・青少年の健全育成

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・親同士が学び合う機会作り
- ・子育て体験・交流会の開催
- ・保育園施設の整備（要望）
- ・子育て支援者の登録と活用
- ・放課後児童クラブ・学童保育の支援
- ・子育て支援拠点施設の整備（要望）

基本方針

子供を育てる第一義的責任は、父母ら保護者にあるという共通認識を持ち、その中で、家庭を築き子供を産み育てることの意義について地域全体の理解が深められ、子育てに喜びがもてるような環境づくりを目指します。また、子供の幸せや保護者らの生活に配慮した支援策を積極的に推進していきます。さらには、有害図書・ビデオ・ソフトや喫煙、飲酒、薬物などから青少年を守るため、青少年の健全育成に取り組みます。

施 策

①子どもの健全育成の環境整備

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に基づき、子どもの意見を尊重し、権利を守る社会づくりに努めます。そのために、児童虐待の防止や保護対策、母子家庭への支援、安全な生活環境づくりなどを進めます。また、自然体験や農業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動などの充実を促進します。さらに、身近で安全な遊び場として、公民館、図書館など屋内の遊び場や、公園など屋外の遊び場の充実に努めるとともに、各小中学校校庭の積極的な開放に努めます。

主な事業

- ◆児童の健全育成の実施
- ◆子ども権利の尊重
- ◆身近で安全な遊び場の確保
- ◆青少年健全育成連絡協議会の設置
- ◆ふれあい、体験を重視した保育の促進
- ◆地域子ども会への支援

②子育て支援の強化

子育てに悩むことなく地域が支えあいながら子供たちを育むことの出来る拠点施設を整備し、子育ての知識・情報を提供することで、家庭の子育てに活かすことができるよう、就学前児童の親などへの子育て情報の提供、相談の充実に努めます。

また、各保育園の施設は、これからのニーズや将来予測に配慮した施設整備を計画的に進め、設備・人員の充実と、低年齢児保育、延長保育、一時保育、障害児保育など多様な保育サービスの提供を推進します。さらに、子育てマップ・子育てガイドブックの作成を検討し、子育て情報を入手しやすい環境を整えるとともに、子育て関連の機関・施設・団体等とのネットワーク化を図ります。

主な事業

- ◆子育てに関する情報提供・相談の充実
- ◆統合保育園等保育施設の整備
- ◆子育て支援連絡会の設置
- ◆保育サービスの充実
- ◆子育て支援センターの整備
- ◆ボランティアの募集・育成

③青少年の健全育成の推進

青少年の健全な育成を図るために、家庭、学校、職場、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら町ぐるみの青少年健全育成推進体制の整備、充実、強化を進めます。

主な事業

- ◆家庭教育の充実と育成環境の整備
- ◆相談・啓発活動の充実
- ◆地域活動の充実
- ◆青少年健全育成推進体制の充実

4 保健・医療の充実

現状と課題

わが国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により急速に伸びてきましたが、その反面、運動不足や食生活の変化などにより生活習慣病が増加し、特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務となっています。

成人・老人保健は、これまで、老人保健法に基づいた健康診査や健康教育などを推進してきましたが、平成 18 年からは介護保険制度改革に伴い、65 歳以上の高齢者については、介護保険法に基づく介護予防事業を中心に保健施策を展開しています。さらに、平成 20 年 4 月からは老人保健法に代わる「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険の保険者（町）が被保険者やその被扶養者を対象に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）対策に主眼を置いた特定健康診査、特定保健指導を実施していくことになっています。こうした成人・老人の保健事業をめぐる急激な制度改革に対応し、町民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的に取り組むことが求められます。

一方、母子保健・育児支援については、出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進と育児不安の解消、障害等の早期発見などにむけ、母子健康記録を活用し、検診による疾病などの早期発見に努めるとともに、保健指導・育児相談の充実に努めています。今後も、学校や地域との連携を深めながら、子どもの健全な発達・発育を支援していくことが求められます。

当町の医療については、総合医療機関である県立木曽病院の他、ひよし・みたけ 2 箇所の町営診療所を運営しており、民間では内科医や歯科医も開業しています。現在の木曽病院には、医師の欠員している診療科があるため、県に対し医師確保の具体的な対策を要望していく必要があります。

町営の「みたけ診療所」と「ひよし診療所」は、医師の確保・定住により、地域医療の中核として機能できるよう介護保険施設等の各機関と密接な連携をとり、地域医療活動の推進を図っていく必要があります。

救急患者輸送体制は、木曽広域連合にて高規格救急車の配備や救急救命士の養成が行なわれ充実が図られてきています。しかし、担当地域が広範囲にわたり、交通事故などによる出動も多いため、より安定した配備による迅速な対応を目指す必要があります。

課題の整理

- ・ 主体的な健康づくりの促進
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な導入
- ・ 感染症予防の推進
- ・ 食育の推進
- ・ 母子保健サービスの充実

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 自分の健康は自分で作る運動の実践
- ・ 保健指導員等との連携

- ・健康散歩コースづくり
- ・健康づくり勉強会
- ・診療所を中心とした地域医療体制の整備（要望）

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）：メタボリック（Metabolic）は「代謝」を意味し、シンドローム（Syndrome）は「症候群」を意味する。直訳すると「代謝異常症候群」という意味。
状態としては、内臓脂肪による「肥満」の人が、「高血糖」「高脂血」「高血圧」といった生活習慣病の危険因子を二つ以上持っている状態。

基本方針

乳児から高齢者までの町民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防に対する意識の高揚を図り、町民の自主的な健康管理や健康づくり活動を促進し、食育の推進と栄養・運動指導等の充実を図ります。

住民が安心して医療サービスを受けられるよう、町営診療所の充実を図り、県立木曽病院との連携を強化し、地域医療体制と緊急医療体制の強化を図ります。

施策

①主体的な健康づくりの促進

健康づくり施策を計画的に推進するため、成果指標やそれを実現するための町民・事業者・行政の役割、さらには医療費適正化指針などを具体的に定めた健康増進計画や特定健診等実施計画、食育基本計画を策定し、その適切な実施に努めます。

健康づくりの各種パンフレットの配布などを通じて、健康づくりの意識高揚を図るとともに、保健分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくりや生涯スポーツの教室の充実と自主グループ活動の活性化を図ります。さらに、当町の農産物の地産地消を図りながら、学校や保育園などでの食育の推進など、食を通じた健康づくりにも取り組みます。

主な事業

- ◆食育基本計画の策定
- ◆食育推進事業
- ◆健康増進計画・特定健診等実施計画の策定
- ◆年代別健康づくりプログラムの開発・実施支援

②成人保健サービスの充実

特定健康診査、がん検診など各種健（検）診については、効果的な実施に向け、職域保険による事業者健診と連携しながら、内容、実施方法などを随時検討していくとともに、受診後のフォローの充実に努めます。

特定保健指導や各種健康教育・相談事業においては、生活習慣の改善に重点を置き、運動面、栄養面についてきめ細かな支援を行います。高齢者については、包括支援センターと連携し、生活機能低下の防止や認知症予防、閉じこもり予防など、介護予防の取り組みを進めます。

主な事業

- ◆各種がん検診事業
- ◆健康増進事業
- ◆健康教室・健康相談事業

③母子・思春期保健サービス

母と子の健康の増進と、疾病や障害の早期発見に向け、妊婦・乳幼児健康診査の充実と受診率の向上に努めます。また、各種相談事業や家庭訪問により、妊産婦・乳幼児に関する保健の正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。

発育や発達に心配のある子については、関係機関と連携し、支援・指導の充実に努めます。

また、思春期の子どもたちに対して、各学校と連携をはかりながら、生命、栄養、性、薬物などについての啓発や保健指導を推進します。

主な事業

- ◆母子保健事業
- ◆思春期保健推進事業
- ◆育児支援事業

④感染症予防の推進

予防接種法、結核予防法に基づく定期予防接種の実施、さらにはエイズ、O-157、ノロウイルス、SARSなど、各種感染症に関する広報活動の強化などにより、関係機関と連携しながら、感染症予防に努めます。

主な事業

- ◆予防接種事業
- ◆感染予防推進事業
- ◆結核検診事業

⑤地域医療体制の充実

医師会・医療機関との連携を密にし、いつでも、どこでも適切な医療が受けられるようなシステムの実現に努め、開業医・診療所・県立木曽病院が連携した広域医療体制を強化するとともに、医師の安定的な確保に努めます。また、移送サービスを含めた通院手段の充実を図ります。さらに、地域医療の中核として診療所を位置付け、医師・看護師等の資質向上を図るとともに、往診車の更新を行い、在宅医療機能の強化を図ります。

主な事業

- ◆医療サービス網の整備
- ◆地域医療の充実
- ◆町立診療所の充実

⑥救急医療体制の充実

木曽広域連合での高規格救急車などの装備の充実を促進するとともに、老朽化している町患者輸送車の更新等により、多面的な患者輸送の強化を図ります。

また、AED（自動体外式除細動器）など、救命器具の公共施設への設置に努めるとともに、救急救命講座などを開催し、救急・救命に関する知識の普及を図ります。

主な事業

◆町患者輸送車の更新

◆救命救急講座の開催

5 地域福祉の推進

現状と課題

多くの人が住み慣れた地域社会の中で、心のふれあいを保ちながら、お互いに助け合い、自立して生活することを望んでいます。そのためには、地域住民が福祉を身近な問題として受け止め、各種の福祉活動に自主的に参加、協力することが大切です。従来、家族や地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下や連帯感の希薄化が依然続いていますが、その一方で、交流や自立支援など、様々なボランティア活動が活発になってきています。

今後は、住民の福祉意識の啓発に努めながら、在宅福祉サービスの向上と、それを補完するボランティアの育成、更には住民相互の交流活動の促進などにより、地域福祉力を強化していくことが求められます。

また、結婚しない、したくてもできないなど未婚者が急増しており、結婚推進事業の充実が急務となっています。結婚相談員の配置や、他地域・団体との情報交換・交流等により、地域全体の問題として認識し、取り組みを一層充実する必要があります。

課題の整理

- ・地域福祉活動の促進
- ・結婚対策の推進
- ・心配ごと相談の推進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・住民助け合い組織の育成
- ・住民助け合いマップの作成
- ・人権に関する啓発活動
- ・結構相談体制の整備
- ・出会いの場づくり

基本方針

社会福祉協議会を中心とした活動や、地域住民による主体的な地域福祉活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、町民と行政の協働により、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

施策

①地域福祉の推進体制づくり

社会福祉協議会を中心とした、各種ボランティア団体や老人クラブの育成強化を図り、さらに、有償在宅福祉サービスをはじめとする新たな取り組みも支援し、地域が一体となった福祉活動を推進します。また、高度化・多様化する相談に対応できるよう、地域の関係機関や団体と連携し、専門的な相談に応じられる体制を構築します。

主な事業

- ◆社会福祉協議会の体制強化
- ◆地域福祉活動の拠点の充実
- ◆ボランティアの参加促進
- ◆在宅介護の充実

②結婚対策の推進

社会福祉協議会をはじめとする関係諸機関との連携により、結婚相談員の配置等きめ細かく相談に対応できる体制の再構築へ向けた検討を進め、交流できるような活動の場を広げ、結婚推進事業の充実を図ります。

主な事業

- ◆結婚相談事業の検討
- ◆交流機会の創出

6 消費者保護と自立の促進

現状と課題

近年の消費者を取りまく環境は、新サービスの増加、通信販売・訪問販売などの拡大、クレジットカードの浸透やインターネット販売の増加、消費者金融の普及など、大きく変化しています。

振り込め詐欺や、インターネットによる消費者被害、認知症高齢者の消費者被害などが社会問題化しており、特に、社会経験の乏しい若者や、情報弱者となる高齢者など、被害を受けやすい層に対する消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを行っていくことが求められます。

課題の整理

- ・消費者保護の体制づくり
- ・消費者被害の情報提供の充実
- ・消費問題の広報・啓発の充実

基本方針

悪質な業者や商法から、社会経験の乏しい若者や、情報弱者となる高齢者を守るため、消費者被害の情報提供と啓発に努め、消費者保護の体制づくりを進めます。

施策

①消費者意識の啓発

商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。また、広報紙やパンフレット、学校教育や生涯学習、「消費者月間」等の機会を利用し、消費生活などについて意識啓発を図ります。

主な事業

- ◆消費者保護への取り組み
- ◆消費者被害の情報提供の充実
- ◆消費問題の広報・啓発の充実

②消費者活動の促進

県等の関係機関と連携し、「消費者の会」組織の強化を図り、自らの的確な判断による消費活動が行えるような消費者意識の高揚と自立へ向けた支援を行います。また、食品の安全性に関する知識の普及やリサイクル活動の活性化などに努めます。

主な事業

- ◆消費者の会の育成強化
- ◆食の安全に関する知識の普及
- ◆リサイクル活動の活性化

7 低所得者福祉の充実

現状と課題

低所得者福祉の根幹である生活保護は県の事務ですが、福祉事務所、民生委員・児童委員などと連携しながら、町においても、必要に応じ、低所得者の自立等に向けた相談等を受けています。

低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、実態と要望を的確に把握しながら、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

課題の整理

- ・低所得者の就業の促進
- ・相談・指導の充実
- ・各種援護制度の活用

基本方針

誰もが基本的人権を尊重され、文化的な生活が送れるよう、各種の相談や指導を行うとともに、必要に応じて生活保護制度を含む各種援護制度を活用していきます。

施策

①福祉サービスの充実

生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、福祉事務所の保護決定に協力し、生活保護制度の適正な運用を図ります。また、各種経済的支援制度の周知を図り、有効活用を促進します。

主な事業

◆生活保護制度の適正な運用

◆各種援護制度の活用

②生活自立への支援

社会福祉協議会での心配ごと相談業務との連携強化、民生委員・児童委員の資質の向上などにより、相談・指導体制の充実を図ります。

また、ハローワークなど関係機関と連携しながら、被保護者や低所得者の就業相談、能力開発などを図り、被保護者や低所得者の就業を促進します。

主な事業

◆相談・指導の充実

◆就業の促進

◆社会保障制度の受益の確保

8 社会保障の充実

現状と課題

国民健康保険は公的医療保険制度で、「給付」と「負担」のバランスを保ちながら、医療保険の中核として、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。しかし、長期にわたる景気低迷などを背景とし保険税の未納が増加しています。

平成20年度の制度改正では、保険者が40歳から74歳までの被保険者に対して、生活習慣病予防に着目した特定健診の実施と特定保健指導が義務化されます。生活習慣病対策や健康づくりなど被保険者の健康増進に向け、国保と保健が連携し一体となった取り組みが求められます。

また、平成20年度には後期高齢者医療制度も導入され、町としての体制づくりとともに住民への説明周知等による円滑な導入を図らなければなりません。

老人保健についても同様で、医療保険や介護保険との連携を図りながら制度の周知や安定運営につとめる必要があります。

国民年金は、年金記録の紛失等諸問題により国民の信頼感が低下しています。今後は安定した運営を維持するため、年金給付等に関する信頼を確立し、制度内容の周知や加入促進により、年金受給権の確保を進める必要があります。

課題の整理

- ・保険税滞納額の解消
- ・医療費の適正化の推進
- ・保険税率の検討と改正
- ・制度改正による特定検診と特定保健指導の運営確立
- ・後期高齢者医療制度発足に伴う新制度への円滑な移行
- ・老人保健・介護保険・国民年金等社会保障制度の安定した運用

基本方針

国民健康保険税滞納額の解消に努め、被保険者の理解を得ながら収納率の向上を目指します。また、レセプト点検を充実させ、医療費の過誤支払を防止するとともに、保健師と連携して多受診・重複受診者に対して適正な受診を指導します。

特定健康診査については、受診率を上げ、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を適確に抽出するとともに、対象者に特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防と医療費の削減を図ります。

施策

①国民健康保険制度の安定化

国民健康保険制度への理解を求め、国民皆保険として適正な運営に努めます。

滞納対策として短期保険証の発行や、個々の滞納状況に基づく適切な納付相談・指導を行うとともに、臨宅徴収の実施や口座振替納付率の向上を図ることなどにより、国民健康保険税の確保に努めます。

また、レセプト（医療費の請求明細）の縦覧点検や多受診・重複受診者への健康指導の強化、広報活動による医療費に対する意識の啓発などを図り、被保険者の受診の適正化に努めます。さらに、「特定健診等実施計画」に基づき、将来に向けた医療費適正化のため、特定健診・特定保健指導の円滑な導入と運用に努めます。

主な事業

- ◆収納体制の充実
- ◆受診の適正化
- ◆適正な保険税率の改正
- ◆健康づくりの促進
- ◆特定健診・特定保健指導の円滑な実施
- ◆メタボリックシンドローム該当者等の低減対策

②介護保険制度の安定化

認定調査員の質の向上を図るとともに、迅速・公平・適正な要介護認定の実施を促進します。また、研修や情報交換を充実して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上を図り、利用者一人ひとりにふさわしい適切な介護サービス計画を効率的に作成し、総合的なケアマネジメントを行うことを促進します。

介護予防システムの確立に向け、地域包括支援センターによる介護予防マネジメントの円滑な推進を図ります。また、介護保険施設の整備を促進するとともに、サービス事業者の協力のもと居宅サービスの充実を図り、介護サービスの提供体制の確保に努めます。地域密着型サービスについては、需要と住民負担の動向をみながら、適切な供給体制の確立を図ります。さらに、収納・支払い事務の効率化、収納率の向上を図るとともに、新予防給付や地域支援事業の充実を促進して介護給付費の削減を図り、介護保険財政の健全運営に努めます。

主な事業

- | | |
|---------------------|------------------|
| ◆情報提供・相談体制の充実 | ◆要介護・要支援認定の適正な実施 |
| ◆適切な介護ケアマネジメントの実施促進 | ◆サービス提供体制の確保 |
| ◆介護予防マネジメントシステムの構築 | ◆保険財政の健全運営 |

9 消防・防災体制の強化

現状と課題

消防署の設置により常備消防体制は充実されてきましたが、非常備消防の消防団は過疎化や高齢化、また、就業構造の変化により消防団員が年々減少しています。消防団は消火活動を行うばかりでなく、災害時においては住民の避難誘導や要救助者の救助、災害の拡大防止活動など重要な役割を担っています。また、日頃は火災や災害の予防活動に努めています。このように災害に欠くことのできない消防団員が減少しているという憂慮すべき事態となっています。

消防団は地域や住民と密接な関係にあり、地域防災に欠くことのできない組織です。そのため、女性消防団員の採用などにより消防団の持つ機能を充実させるとともに、機能別消防団・自主防災組織の設立により消防団を補っていく必要があります。

救急については、多発する交通事故や、複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが要求されています。

また、近年、わが国では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東海豪雨、新潟豪雨など、災害が多発しています。災害への備えとして、木曾町地域防災計画に基づく対策を進めるとともに、避難場所や備蓄食料の保管場所の確保や防災無線設備の更新とデジタル化などが求められます。

風水害や地震などの災害では、初動期の消防団活動や、地域住民による避難救助活動が重要であり、特に、災害時要援護者の救出体制の確保が欠かせません。そのため、地域ぐるみでの防災意識の高揚や自主防災体制の強化を図り、あらゆる災害を想定した予防対策事業や、応急体制づくりを進めていく必要があります。

課題の整理

- ・ 消防団員の確保
- ・ 消防設備の更新
- ・ 救急医療機関との連携強化
- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 機能別消防団の設立
- ・ 救急救助体制の充実
- ・ 防災無線設備の更新
- ・ 自主防災組織の設立

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 避難場所等検討と周知
- ・ 地域の防災点検
- ・ 消防施設の整備（要望）

基本方針

住民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守り、誰もが安全で安心した生活を送るため、消防・防災・救急体制の充実に努めます。

施策

①消防体制の充実

有事に際し迅速な対応が取れるよう、消防団員の確保に努めるとともに、必要な知識・技能の習得・訓練や講習などを実施します。また、防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存施設の管理の徹底を図ります。

主な事業

- ◆ 消防組織の充実
- ◆ 消防団組織の整備
- ◆ 広報・啓発の充実
- ◆ 消防施設・設備の整備事業
- ◆ 消防水利の充実

②救急医療体制の充実（再掲）

木曾広域連合の救急車等装備の充実を促進するとともに、老朽化している町患者輸送車の更新等により、多面的な患者輸送の強化を図ります。

また、AED（自動体外式除細動器）など、救命器具の公共施設への設置に努めるとともに、講座などを開催し、救急・救命に関する知識の普及を図ります。

主な事業

- ◆ 救命救急の啓発・教育の推進
- ◆ 救命救急講座の開催
- ◆ 町患者輸送車の更新

③防災体制の強化

災害の発生時に、行政機関や関係団体、地域住民が一体となり、地域防災計画に沿った迅速で適切な対応が出来る体制を構築します。

また、危険箇所については地域住民が安心安全に暮らせるよう計画的な整備を進めます。

主な事業

- ◆地域防災計画の策定
- ◆防災無線の整備
- ◆災害に強いまちづくりの推進
- ◆治山・治水・砂防等防災施設事業の推進
- ◆自主防災組織の育成
- ◆防災資機材の整備・充実
- ◆応援受け入れ体制の整備・充実

10 防犯・交通安全の強化

現状と課題

木曾郡では、刑法犯罪は減少傾向にありますが、空き巣や忍び込み、車上狙いなどの犯罪は後を絶たない状況にあります。また、近年では振り込め詐欺や架空請求の被害も発生し、その手口も巧妙化しています。このような状況の中、町民の防犯意識は決して高いとは言えない状況です。権兵衛トンネルの開通により犯罪の広域化も懸念され、今後、さらなる防犯意識の高揚に努める必要があります。

また、子どもを犯罪から守るために、地域全体で通学路やその周辺の安全確保に心掛け、子どもたちが安全な生活を送り健全に成長するよう見守っていくことが必要です。

さらに、計画的に防犯灯の新設を進めるとともに、老朽化した防犯灯の更新を行っていく必要があります。

交通事故については減少傾向にあります。道路別の発生状況は依然として国道19号での交通事故が多いものの、センターポールを設置と道路改良等により大きく減少しています。

高齢化が進む中、高齢者を中心に交通安全意識を高める啓発活動を行っていくとともに、交通安全協会などの関係団体とも連携し、運転マナーや交通ルールを遵守するという意識の高揚に努める必要があります。

課題の整理

- ・防犯意識の高揚
- ・交通安全意識の高揚
- ・防犯設備の新設と更新
- ・運転マナー・交通ルールの遵守意識の醸成

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・自主防犯組織整備
- ・こどもの交通安全対策推進

- ・交通安全講習会等受講支援
- ・登下校時パトロール
- ・ガードレール等交通安全施設の整備（要望）
- ・国道危険箇所等の整備要請
- ・歩行者安全用品の着用推進
- ・防犯灯・街灯の整備（要望）

基本方針

町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域が一体となり犯罪を抑止する活動を展開します。すべての町民が交通安全の意識を持ち、運転マナーや交通ルールを遵守する施策を推進し、ガードレール等の交通安全施設整備にも努める他、国道危険箇所での右折レーン設置等安全対策を要望して行きます。

施策

①防犯体制の強化

地域の必要性に応じて、防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。また、子どもを狙った犯罪が社会問題化している今日、学校や家庭・地域・警察などが連携して、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみの安全対策を推進します。さらに、家庭・地域・学校・警察など、関係機関との連携により、青少年の犯罪や非行の防止などに努めます。

主な事業

- ◆防犯施設の整備
- ◆子どもを守る地域づくりの推進
- ◆青少年の非行等の防止

②交通安全意識の高揚と交通安全対策の推進

幼児・高齢者・若者などを対象に参加・体験型教育を実施するなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育・広報の推進を図ります。また、交通安全団体等との連携を図りながら街頭指導を推進します。

また、ガードレールや歩道をはじめとする道路環境の整備を推進するとともに、危険箇所に対する交通安全施設の整備を図ります。また、積極的に道路診断を実施しながら、右折レーン設置や危険な交差点の改良など、安全に運転できる環境整備に努めます。さらに、「木曾路は50キロで走ろう運動」を推進するとともに、国道19号を通行する大型車両の減少へ向け、関係機関への働きかけと連携を進めます。

主な事業

- ◆交通安全教育・広報の推進
- ◆交通安全指導の推進
- ◆通過大型車両の減少に向けた対策
- ◆冬期間の交通の確保と交通安全対策
- ◆ガードレールや歩道による安全な歩行空間の確保

第7節 きれいな空気と水、美しい景観のある環境づくり

1 環境保全対策の推進

現状と課題

国際的に最重要課題となっている地球温暖化への対策として、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成へ向けた取り組みを推進していく必要があります。

当町は、木曾川上流域に位置する町として、水質保全への取り組みが重要であり、町内にとどまらず、流域規模、地球規模で環境問題を考え、取り組んでいくことが必要です。

また、御嶽山や駒ヶ岳などを形成する国有林・民有林などの開発されていない手付かずの優れた自然環境を保護し、高山植物などの貴重な自然遺産を後世に守り伝えていくことが求められています。

課題の整理

- ・水環境の保全
- ・生態系の維持
- ・乱開発の防止
- ・地球温暖化防止に関する啓発

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・地球環境保全の学習と啓発
- ・生活スタイルの見直し
- 町内美化運動の推進

基本方針

恵まれた自然を享受し、子孫へ引き継いでいくために、森林の手入れや河川等の水質の浄化を図り、森林や河川の自然環境を保全するとともに、遊歩道や親水空間の整備を通して、豊かな自然と身近に触れ合える環境の整備を進めます。

施策

①自然保護と乱開発の防止

公益的機能を果たす森林・河川を乱開発から守り、自然との共存を図るため、各種法令・計画に沿った調和のとれた地域開発と、動植物から身近な環境までの保護・保全に努めます。

アレチウリ等外来動植物への対策を進め、水芭蕉をはじめとする植物の保護やはたらの里づくりなど、生物の保護・育成を促進し、未来に伝える豊かな水環境の実現を推進します。

主な事業

- ◆自然環境等の乱開発の防止
- ◆水環境の保全
- ◆在来種の保護と生態系の維持

アレチウリ：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、平成18年2月から、生態系等に被害を及ぼす「特定外来生物」としての適用を受けた植物。キュウリやスイカなど他のウリ科の植物と同様に長いツルを伸ばし、長いものでは10m以上にもなる。この長いツルで他の植物に覆いかぶさり、その植物の成長を妨げるので、害草に指定されている。

②環境にやさしいまちづくりの推進

木曾町環境基本計画の策定やごみゼロ宣言などを行い、地球環境と地域の環境保全へ向けた取り組みを強化していきます。また、木曾川上流域として下流域の協力を得ながら水源を守る取り組みを、国等の関係機関と連携をとりながら積極的に進めていきます。

一方、下水道事業対象外地域における、し尿処理及び家庭雑排水処理については、浄化槽の設置を促進し環境浄化に努めます。特定事業所からの汚水処理は、関係機関との連携を図りながら、処理施設の設置を指導していきます。

主な事業

- ◆木曾町環境基本計画の策定
- ◆公共施設における汚水処理施設整備
- ◆山小屋し尿処理施設の整備促進
- ◆環境保護対策推進
- ◆自然環境の活用
- ◆環境に関する学習機会の拡大
- ◆道路・河川の一斉清掃

2 エネルギー対策の推進

現状と課題

地球温暖化による環境の変化や、化石燃料の枯渇は地球上に生きるすべての人々の問題であり、特に多くの資源を消費している我々先進国の国民は積極的な新エネルギーの開発や導入が求められています。

全国的に、多様な新エネルギーが普及しつつあるなか、本町においても、今後も公共部門での先導的な導入や、民間部門での利用の誘導を図っていく必要があります。また、住民一人ひとりがエネルギー対策を自らの問題としてとらえ、利便性や物質的な豊かさを追求したライフスタイルを見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発が求められます。

課題の整理

- ・省エネルギーの普及・啓発
- ・クリーンエネルギーの導入と利用促進

基本方針

クリーンエネルギーの公共部門での先導的な導入や、民間部門での利用の誘導を図っていきます。また、住民一人ひとりがエネルギー対策を自らの問題としてとらえ、利便性や物質

的な豊かさを追求したライフスタイルを見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発に努めます。

施策

①省エネルギーの普及と啓発

町民や事業者に対して、省エネルギーの啓発に努め、アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利用など、住民・事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。また、学校教育や生涯学習の場を活用し、エネルギーに関する教育を進めます。さらに、省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、公共施設の省エネルギーの取り組みを進めます。

主な事業

◆省エネルギーの普及と啓発

◆公共施設の省エネの推進

②クリーンエネルギーの導入と資料促進

石油などの限りある地球資源の枯渇を防ぎ、延命を図るため、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー、燃料電池、天然ガスコージェネレーションなど、環境にやさしい、新エネルギーの導入について研究を進めます。

また、地域資源を活かしたペレットストーブ・薪ストーブなどの利用を促進するとともに、間伐材等のバイオマスエネルギー活用施設の整備を図ります。

低公害車の採用、再生紙活用拡大など省資源対策を積極的に推進するとともに、公共施設におけるクリーンエネルギー利用を進めます。

主な事業

◆自然資源の活用

◆バイオマスエネルギーの活用

◆クリーンエネルギーの積極的利用

3 景観の形成

現状と課題

住民の誇りである豊かな自然環境や農村景観は、大切な資源であり、保存・育成しながら後世へ守り伝えていかなければならないものです。町内には、山や川といった自然景観をはじめ、商業・工業・住居・旧宿場・農村・別荘地域など様々な生活の景観が存在しています。

開発基本条例による規制がある開田高原地域では、屋外広告の規制や建物の色等、統一された景観の指標により美しい村づくりが進められ、平成 18 年には NPO 法人「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。開田高原以外にも、日義地区及び三岳地区には自然景観保全と開発に関する条例があるとともに、木曾福島の 8 地区は景観形成住民協定に認定され、地

域ごとに特色ある景観形成に努めています。

今後は、景観に関する住民意識の高揚を図り、町内から木曾地域まで広域的な取り組みを進め、平成16年に制定された景観法に定める景観行政団体への移行を視野に、屋外広告物の規制や景観形成へ向けた指針・計画作りを進め、住民や住民組織等と連携した「美しいまち・美しいむら」づくりを推進する必要があります。

課題の整理

- ・景観形成基本計画の策定
- ・景観法による景観行政団体への移行の推進
- ・景観整備の推進
- ・景観に配慮した開発の促進
- ・地域住民とのコンセンサスの形成と共有
- ・景観形成住民協定の促進
- ・屋外広告物の規制と整備
- ・公共事業の景観への配慮

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・屋外広告物の監視と規制検討
- ・街並みの保全
- ・花いっぱい運動
- ・星空の保全
- ・景観住民協定の締結促進
- ・集落景観の整備
- ・水辺環境の整備

基本方針

快適で魅力あるまちづくりを進めるため、豊かな自然環境や長い歴史に培われた文化を活かし、無秩序な広告物や看板を規制し、統一感のある街並み・農村景観の保存と美しい自然景観の維持に努めます。

施策

①景観形成制度の活用

広域計画との整合性を図り、町内の様々な景観様式を整理し、地域の特性に合った景観の指標となる景観形成基本計画を策定し、町民の参加・協力により誇りの持てるような、風格ある景観形成を目指します。また、すでに景観形成住民協定が締結された地区以外にも住民協定を促進するとともに、補助制度の活用や支援を行い、住民の主体的景観形成を促進していきます。

主な事業

- ◆景観形成基本計画の策定
- ◆景観形成住民協定の促進
- ◆地域住宅整備交付金事業
- ◆民間空間整備事業の推進

②景観保全措置の推進

農地や森林、水辺空間の保全に努め、うるおいある自然景観の創造を図ります。また、地区住民と協力して中山道の面影を残す歴史的街並みの保存・再生を進め、中心市街地活性化事業など、商店街との一体的活用についても検討していきます。

さらに、公共建築物の建設、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和した統一的なデザイン・色彩の導入や、多自然型工法の採用、緑化、コンクリートの被覆、沿道の森林帯の除間伐による明るさの保全などに努めます。国・県等の公共事業についても、地域の景観に十分配慮するよう、要請していきます。

屋外広告物については、広域サイン計画に沿って町内誘導看板の整備を推進するとともに、県の景観サポーター等の協力を得ながら違法屋外広告物の撤去に努めます。また、景観保護などにより、屋外広告物の撤去が必要な場所については、地域住民と協議しながら規制区域に指定するなど景観保全を推進していきます。

主な事業

- ◆自然景観の保全・創造
- ◆旧中山道の景観整備
- ◆景観に配慮した公共事業
- ◆屋外広告物の適正化

4 廃棄物対策の推進

現状と課題

ごみの収集と処理は、木曾広域連合（北部クリーンセンター）で行っていますが、生活様式の変化でごみの排出量は増加傾向にあります。現在、当町では、ごみの減量化と限られた資源の有効活用のため、ペットボトル・ビン・缶などのリサイクル事業を実施しており、一部地域では生ゴミの収集による堆肥化もはじめられています。不燃物の処理施設は、平成5年から北部クリーンセンター上流側に設置され、最終処分は王滝村の安定型の処分場で行っていますが、焼却灰やカレットは外部委託により処理されています。

ごみについては、減量化（リデュース）を啓発し、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を積極的に進めるいわゆる3Rの推進が求められます。

また、近年、環境美化への関心が高まる一方で、心無い者によるごみのポイ捨てや産業廃棄物・一般投棄物などの不法投棄が見受けられ、町内の生活環境が悪化し、観光客に不快感を与えています。このため、各自治会では町民自らが環境衛生・環境美化活動、清掃活動に取り組んでいます。今後も啓発活動を強化するとともに、地域協議会や住民・企業・団体などと連携をとり、環境美化事業を推進する必要があります。

課題の整理

- ・循環型社会の形成（3 R 運動の推進）
- ・産業廃棄物処理の適正化
- ・ごみ収集体制の強化と適正処理の推進
- ・廃棄物処理施設の集約化（広域化）の推進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ゴミゼロ運動の推進
- ・3 R 運動の推進
- ・ゴミステーションの整備

基本方針

町民にも観光客にとっても、衛生的で美しく快適な環境をつくるため、ごみの減量化と資源化を進め、持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

施策

①循環型社会の形成

家具や家電、建築物などの長期使用、使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、マイバックの持参など、ごみを出さない取り組みの実践を啓発します。また、封筒、コピー用紙などは、家庭・事業所・行政での再利用を促進するとともに、古紙やびん類など収集して再利用を行うものについてはその体制の強化を図ります。

容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法の周知に努めます。また、紙やびん、かん、ペットボトルなどの資源化や、生ゴミや落ち葉等の堆肥化、焼却灰のセメント原料化など、リサイクルできる品目の拡大に努めるとともに、一般廃棄物のエネルギーとしての利用に向けた研究を進めます。

主な事業

- ◆ 3 R の推進
- ◆ 3 R 推進体制づくり

②適切な処理の推進

ごみ排出量の動向をみながら、収集体制や料金体系などを随時見直すとともに、木曽広域連合のごみ処理施設の適切な維持管理に努めます。

また、産業廃棄物の適正な処理については事業者による適正処分を促進します。さらに、下水道の普及を図るとともに、し尿の適切な収集・処理体制の維持・充実に努めます。

主な事業

- ◆ ごみ収集体制の強化
- ◆ 産業廃棄物の適正処理の促進
- ◆ ごみ処理施設の適切な維持管理
- ◆ し尿収集・処理体制の維持・充実

5 住宅・宅地の整備促進

現状と課題

人口の減少に歯止めをかけ、住民の定住化を図る対策としては、住宅・宅地供給は重要な課題です。当町は、民間の賃貸住宅が少ない地域であり、過疎対策や定住促進のために町営住宅整備を進め、昭和 52 年以降公営住宅 102 戸、特定公共賃貸住宅 62 戸、定住促進住宅 37 戸を建設整備してきましたが、住宅の需要は依然高く、老朽化が進んだ住宅も多いため、今後も計画的に整備と改修を進める必要があります。

また、Uターン・Iターン者等の受け入れ対応や低所得者及び独身者等が入居できるような幅広い所得に応じた住宅の供給を図り、地域定住化を促進していく必要があります。

さらに、高齢化により空き家が増加しており、地域の安全や景観保全とも関連し、住宅としての活用へ向けた空き家に関する情報整理を進め、空き家活用に関して所有者の協力が得られるようなシステムの検討を進めていく必要があります。

課題の整理

- ・町営住宅の計画的な建設と改修・建替え
- ・空き家の活用
- ・老朽化した町営住宅の撤去
- ・良質で安価な宅地の供給

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・空き家の活用検討
- ・定住促進住宅の整備（要望）
- ・公営住宅の整備（要望）

基本方針

町営住宅の有効活用を図りながら改善や建替えを計画的に進めます。また、居住ニーズに応え、人口定着を図るため町営住宅の建設を進めます。

良好な住宅地を確保するため、ゆとりあるスペースを確保できる住宅用地の分譲事業を推進します。

施策

①町営住宅の計画的な整備

若い世代・子育て世代、高齢者、障害者などの多様なニーズを踏まえて、市街地や農村部などの地域特性に応じて、定住を支える良質で多彩な住宅の建設を推進します。また、町営住宅の計画的な改修・建替えに取り組むとともに、老朽化した公営住宅の撤去を進め、周辺地域の景観の保持と建替え用地確保に努めます。

主な事業

◆町営住宅の改修・建設

◆住宅用地の分譲

◆空き家、貸家の活用

②良好な宅地の確保

快適な居住空間の創造のために、農用地との調整を図りながら用地の確保を行い、良好な宅地造成を行います。また、木造住宅推進協議会等と連携し、車庫や庭などのゆとりあるスペースを確保できる宅地を確保し、良好な住宅用地の分譲事業に努めます。

主な事業

◆良好な宅地の造成

◆良好な宅地の供給

6 公園の整備

現状と課題

公園は住民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。

当町には数多くの公園があり、各公園には、温水プールやバーベキュー施設等が併設され、町民や観光客などに親しまれ利用されています。また、各地域の自然遊歩道は、手軽なハイキングコースとして、近年、県外者の利用が増えつつあります。

今後は、既存施設の整備・充実を図るとともに、未利用地における児童公園やミニパーク、空き家を利用したギャラリーなどを設置し、町民や訪れる観光客の憩いの場となる空間を整備する必要があります。

また、当町には木曾川や多くの清流と開田高原、木曾駒高原等の環境に恵まれた地域があります。それらの環境を利用した林間公園、親水公園などを整備し、「日本のふるさと」にふさわしい環境づくりを進める必要があります。

課題の整理

- ・公園施設の整備・充実
- ・児童公園・ミニパークの整備
- ・林間公園・親水公園の整備

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・運動場や公園などの複合施設整備（要望）
- ・ビューポイントの整備

基本方針

公園は暮らしに潤いと安らぎを与え、こどものみならず、親同士のふれあいの場となるほか、余暇の充実を促すことから、公園の持つスポーツ・レクリエーション、景観形成、防災など多彩な機能を踏まえ、ミニパークをはじめとするさまざまな公園の整備を図ります。

施 策

①既存施設の整備

既存の公園施設周辺における遊歩道の開設や景観に配慮した整備を行い、町民の憩いの場とするとともに、観光資源としての機能を高めます。また、幼児や子どもが安心して安全に遊べる施設として整備します。

主な事業

- ◆木曽馬の里・木曽駒森林公園等既存公園の管理整備
- ◆自然を活かした公園の整備

②新しい形の公園整備

中央地域商店街を中心として、町内の空き地及び空き家を利用した児童公園・ミニパークやギャラリーを設置し、買い物客や観光客が楽しめる公園整備を目指します。また、木曽川や支流河川を活用し、水に親しめる親水公園や農村公園、林間公園の整備を推進します。

主な事業

- ◆空き地、空き家の利用促進
- ◆親水公園の整備
- ◆農村公園、林間公園の整備

7 治山・治水・砂防の推進

現状と課題

あらゆる災害から町民を守るために、不断の努力をすることは行政の責務です。

当町は地形的に急峻であり、溪流や急傾斜地も多く、集中豪雨時などには災害の発生する危険性が高い地域です。町民から治山、治水、砂防などについての要望も多く寄せられますが、国や県にしても多額の事業費を必要とすることからなかなか要望に応えてもらえないのが現状です。

また、木曽福島中心部等には特に急傾斜地が集中しており、その周辺には多くの民家や商店等が建ち並んでいます。そのため、万一の災害に備えて、住民生活や地域の景観などに配慮しながら、計画的に災害防止事業を推進していくことが求められています。

課題の整理

- ・ 災害危険箇所の把握
- ・ 災害危険箇所の早期着工
- ・ 防災計画策定のための調査
- ・ 災害救助体制の確立と整備

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・危険箇所整備の点検と整備要請
- ・河床、山腹等防災事業の推進（要望）

基本方針

町民の安全・安心を確立するため、災害危険箇所の洗い出しを行い、危険度の高い順に危険除去のための取り組みを進めます。また、災害時の町内緊急救助体制の確立と、近隣市町村との相互救助体制の確立を推進します。

施策

①災害防止の推進

保安林の保全等により、台風や豪雨による浸水や斜面の崩落の防止事業に取り組みます。また、災害発生箇所については、国や県と連携しながら、周辺の環境や景観に配慮した治山・治水・砂防工事を行い、再発の防止と早期の復旧に努めます。さらに、急傾斜地における風水害や震災への防災対策として、周辺地域の開発規制と周辺住民への情報公開・周知に努めます。

主な事業

- ◆土砂災害防止対策の推進
- ◆危険箇所の早期着工
- ◆計画的の河川改修・治山治水工事の実施
- ◆保安林の確保と保全

8 上水道の充実

現状と課題

上水道施設は、増大する水需要に対応する水源確保、給水区域拡大のための管路網整備、水圧確保のためのポンプ施設の整備、浄水場をはじめとした既存施設の改善などを行うとともに、各施設へテレメーターを導入し集中監視による事故の早期発見に努めてきました。しかし、配水管などの老朽化によって漏水が増加し、有収水量の低下を招くと同時に、生活水準の向上や地域開発に伴って給水量が増えているため、一部地域に水圧不足が生じています。また、災害に強い水道施設を整備するため、老朽管・石綿管の布設替を計画的に行う必要があります。

簡易水道は、10 施設により給水を行っていますが、老朽化等に対応するため今後も計画的に整備をする必要があります。また、配水管の老朽化による漏水量も多く、一部地域では濁り水等の発生も問題となっています。今後は、老朽管の布設替と、配水・浄水施設の整備及び、緊急時の通報システムの導入により、災害時に早期対応ができる体制の整備を進める必要があります。今後は、水需要の増大を的確に想定し、水量及び水質の向上、水道財政の健全運営に留意しつつ、長期的見通しのもとで給水体制を整備していく必要があります。

課題の整理

- ・水源の確保
- ・管路網の整備
- ・浄水場施設の改善
- ・管路網台帳の整備
- ・老朽管・石綿管の布設替
- ・水圧ポンプの整備
- ・テレメータの導入による事故の早期発見

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・水源の確保
- ・上水道施設整備（要望）

基本方針

安定的に安全で清浄な水を供給するため水源を確保し、限られた資源である水の有効利用を図るため、浄水場や水道管などの水道施設の整備を進めます。また、町民の節水意識の啓発と経営の効率化により、水の安定供給と利用者負担の軽減を図り、利用者へのサービスの向上に努めます。

施策

①水道施設の充実

下水道などの普及に伴う水需要の増大に対応し、おいしく安全な水を安定して供給するため、上水道施設の更新を進めるとともに下水道工事に合わせて老朽管の更新・布設替を行い、災害に強い水道施設の整備に努めます。また、水圧不足地域の解消や宅地開発などによる需要の増加に対応するため、管路網整備を計画的に実施し安定供給を図ります。

主な事業

- ◆浄水場施設整備
- ◆老朽管・石綿管の布設替
- ◆水圧不足の解消

②水源等の確保

宅地開発等により水源が不足している地域では、新たな水源の開発を検討するとともに、計画的な水源施設の整備を進めます。また、配水管や給水管の台帳図を整備し、緊急時の迅速対応を目指します。さらに、広報などにより、限られた資源を有効利用するため、節水意識の啓発に努めるとともに、災害時等の給水活動にも対応できる給水車の整備を進めます。

主な事業

- ◆水源の確保
- ◆配水管・給水管台帳図の整備
- ◆節水意識の啓発
- ◆給水車の整備

9 下水道の充実

現状と課題

集合処理方式による下水道等事業は、生活環境の整備と水質汚濁の防止を目的に始められ、公共下水道事業は、福島地域の中心市街地を含む都市計画区域及びその周辺区域で、平成9年に一部供用を開始し、計画目標年度を平成21年度と定め整備を進めています。大原地区における特定環境公共下水道事業は平成15年に、日義地域の特定環境公共下水道事業は平成9年に供用が開始されています。

農業集落排水事業は、福島地域上中入地区において平成7年に、上条地区では平成10年に供用開始されたほか、西野地区において平成11年、西又地区においても平成15年に供用開始となっています。三岳地域では下殿地区において平成5年に、三尾地区で平成13年に供用開始となりました。

小規模集合排水処理事業は、福島地域の農業集落排水事業周辺部を対象に、平成10年に供用開始となりました。

居住が散在しているような地形の場合、集合処理方式での整備は多額の建設事業費を要し、その償還金の返済や維持管理費の増大が課題となってきます。そのような集合処理方式での汚水処理が困難な地域の整備を、福島地域では町村設置型浄化槽整備推進事業により平成16年に実施しています。今後は新たな施策を探りながら生活環境の整備と水質汚濁の防止に努めていく必要があります。

課題の整理

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 合併処理浄化槽設置事業の推進
- ・ 全町水洗化の促進

地域まちづくり計画で掲げられた主な事業

- ・ 下水道施設の維持管理
- ・ 下水道施設の整備（要望）

基本方針

清らかな河川を次世代に引き継ぐとともに、豊かな自然環境と快適な居住環境を確保するために、地域の状況に合った下水道事業等の推進と全戸水洗化の促進、施設の適正な維持管理の徹底に努めます。

施策

①公共下水道の水洗化促進

公共下水道は、整備計画区域内の普及がほぼ完了することから、今後はさらなる水洗化を促進し、また適正な維持管理を行い公共水域の環境保全に努めます。

主な事業

- ◆水洗化の促進
- ◆施設の適正な維持
- ◆公共下水道事業会計の安定化

②農業集落排水の水洗化促進

下水道構想エリアマップによる整備計画区域内の普及は完了していることから、今後はさらなる水洗化を促進し、また適正な維持管理を行い公共水域の環境保全に努めます

主な事業

- ◆水洗化の促進
- ◆施設の適正な維持
- ◆集落排水事業会計の安定化

③合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水などの事業対象とならない地域に対し、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、下水道の有効性の理解を図り、供用開始された地区の水洗化を促進します。

また、浄化槽が正常に機能するよう適切な維持管理の指導に努めます

主な事業

- ◆合併処理浄化槽の設置の促進
- ◆適切な点検・保守の促進

